

「女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査報告」
(案)

平成 2 0 年 1 2 月

全 国 知 事 会
男女共同参画特別委員会
災害対策特別委員会

<目次>

調査の概要	1
(1) 調査の経緯・趣旨	1
(2) 調査の内容	2
【1. 女性や高齢者などの地域住民を対象とした防災力強化について】	3
(1) 災害時要援護者やその関係者等向けの「講習会・セミナーなど」、「防災訓練」の開催について	3
(2) 防災訓練や研修会等を実施する際の託児所やショートステイサービスの提供などについて	9
(3) 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を反映させた防災施策を行うための意見聴取の実施状況について	12
(4) 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に反映させるための刊行物の発行状況について	15
(5) 「災害時要援護者の避難計画に関する指針等」が「未作成」、「予定なし」の理由について	19
(6) 「避難所運営に関する指針等」が「未作成」、「予定なし」の理由について	19
(7) 地域住民や女性などを支援するNPOや自主防災組織への支援の制度や仕組みの有無	19
【2. 避難所における女性、妊産婦・乳幼児を持つ女性、高齢者などへの支援】	20
(1) 避難所運営において、自治体が「非常に重要」と考えていることについて	20
(2) 要援護者や関係者、女性の視点で避難所に必要な設備について	23
(3) 都道府県・市町村が作成した「避難所運営に関する指針、マニュアル」における災害時要援護者や関係者、女性などの関わり方について	26
(4) 避難所運営に関する指針、マニュアル等の作成課程での男女共同参画担当部局との連携について	28
(5) 避難所運営に関する指針、マニュアルの作成に関し、災害時要援護者や関係者、女性等からの意見聴取の障害になっていることについて	28
(6) 「2（1）避難所運営において、自治体が「非常に重要だ」と考えていること」について、発行済みの「避難所運営に関する指針・マニュアル」に盛り込まれているか	29
(7) 「2（2）要援護者や関係者、女性の視点で避難所に必要な設備」について、発行済みの「避難所運営に関する指針・マニュアル」に盛り込まれているか	33
【3. 妊産婦・乳幼児を持つ女性、高齢者や障害のある人、病人などのニーズを踏まえた備蓄】	37
(1) 備蓄品目や量に関しての規定やルールについて	37
(2) 備蓄品の決定に際しての災害時要援護者やその関係者、女性等の意見について	37
(3) 備蓄の考え方について	38
【4. 防災に関する政策等の決定過程における女性の参画について】	46
(1) 防災会議における総委員数と女性委員数について	46
(2) 防災会議の女性の登用が少ない理由について	47
(3) 防災会議の委員について、女性や自主防災組織の代表を委員に登用するために、知事、市町村長の裁量を拡大する必要性について	49
(4) 防災・危機管理部局への女性の配置状況について	50

（５）防災会議以外の検討会等への女性登用を促進するための仕組み、取組について.....	51
---	----

【５．女性や高齢者の活動環境の整備など防災活動への男女共同参画の推進について】

.....	52
-------	-----------

（１）２００３年度以降の災害に対しての職員の派遣実績について	52
--------------------------------------	----

（２）女性の派遣及び派遣した女性の職種について	52
-------------------------------	----

調査の概要

(1) 調査の経緯・趣旨

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などをはじめとした大規模地震が続いて発生している中、各自治体では、大きな被害を伴う大規模地震を想定して、公共施設等の耐震化や避難所運営、備蓄などの各種対策を講じているところである。

そのような中で、被災地の経験を通して、避難所などにおける女性の負担が大きかったことや女性の参画の必要性が報告されている。

また、今年 2 月の男女共同参画特別委員会での「防災分野における男女共同参画の推進に関する調査」からは、

- (1)防災会議における女性委員の参画など、政策決定過程における女性の意見が取り入れられにくい状況がある。
- (2)女性や乳幼児などのための災害備蓄の整備が不十分である。
- (3)災害時等における女性の活動環境が十分とは言えない。

などの問題が明らかとなった。

そこで、男女共同参画特別委員会と災害対策特別委員会が協働して取り組むこととし、平成 20 年 6 月に 10 道府県が参加してワーキンググループを設置した。

ワーキンググループでは、平成 20 年 2 月に男女共同参画特別委員会が実施した調査の結果を踏まえた更なるキメの細かい全国調査を行うこととし、9 月に全国の都道府県、市町村を対象とした「女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査」を実施した。

今回の調査では、女性だけではなく、妊産婦や乳幼児を持つ女性、高齢者、障害のある人など、災害時要援護者及びその関係者への支援まで範囲を広げ、全国自治体の取組状況を調査したものである。

(2) 調査の内容

女性や妊産婦・乳幼児を持つ女性、高齢者、障害のある人などの視点を踏まえた防災施策を進めるため、全国の都道府県、市町村を対象として、避難所や備蓄、避難計画や避難所運営に係る指針、マニュアルなどの整備状況や課題、意識等に関する調査を実施した。

(1)調 査 名 「女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査」

(2)調査の期間 自 平成 20 年 9 月 19 日
至 平成 20 年 10 月 17 日

(3)調 査 対 象 都道府県 47
市町村 1,809 (10 月 1 日現在)

(4)回 答 数 都道府県 47 (100%)
市町村 1,747 (96.6%)

【１．女性や高齢者などの地域住民を対象とした防災力強化について】

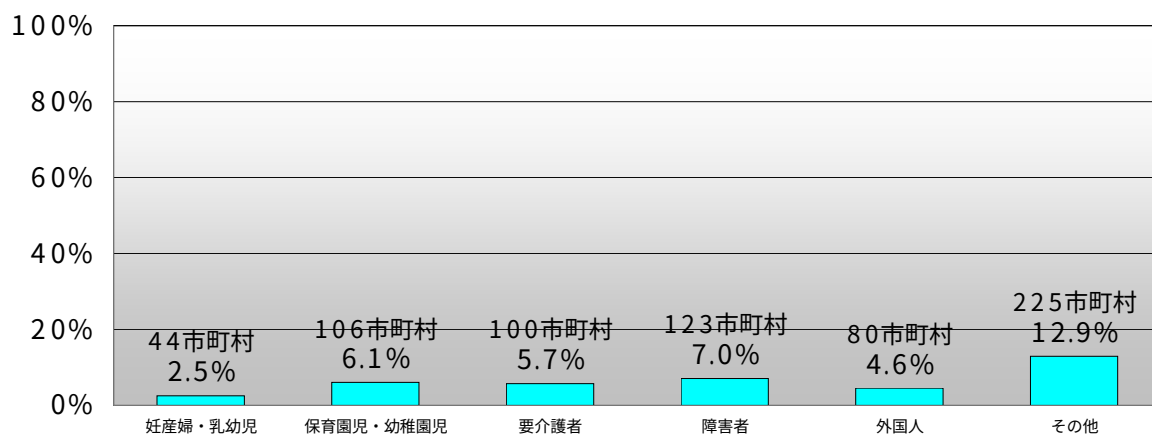
（１）災害時要援護者やその関係者等向けの「講習会・セミナーなど」、「防災訓練」の開催について

（市町村質問NO５）

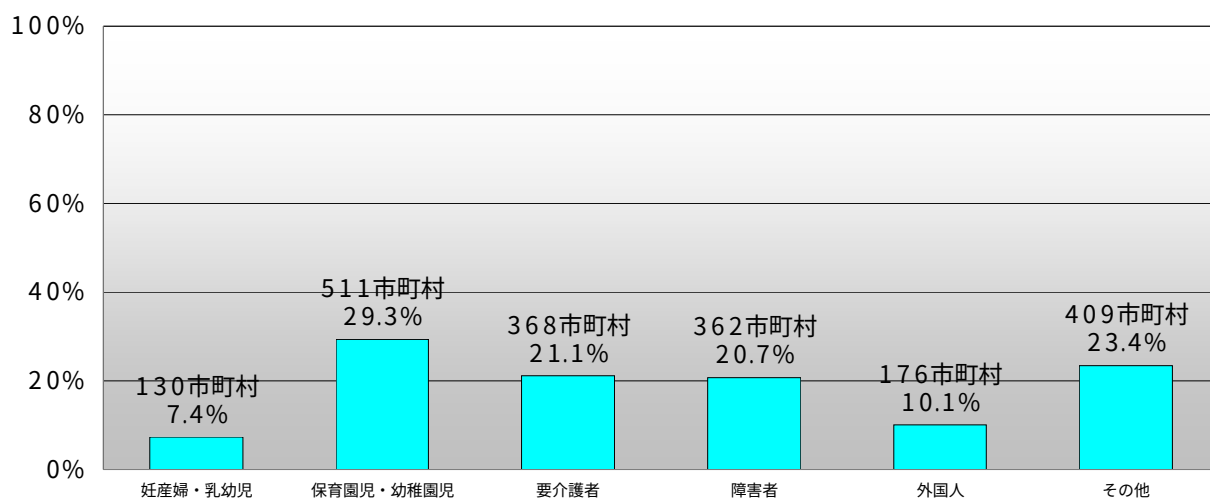
- ☐ 「講習会・セミナーなど」、「防災訓練」とも、下記の者を対象に実施している市町村の割合は低い。

	妊産婦など	保育園児など	要介護者	障害者	外国人	その他
講習会 セミナー など	44(2.5%)	106(6.1%)	100(5.7%)	123(7.0%)	80(4.6%)	225(12.9%)
防災訓練	130(7.4%)	511(29.3%)	368(21.1%)	362(20.7%)	176(10.1%)	409(23.4%)

NO１ 講習会・セミナーの実施状況（市町村）



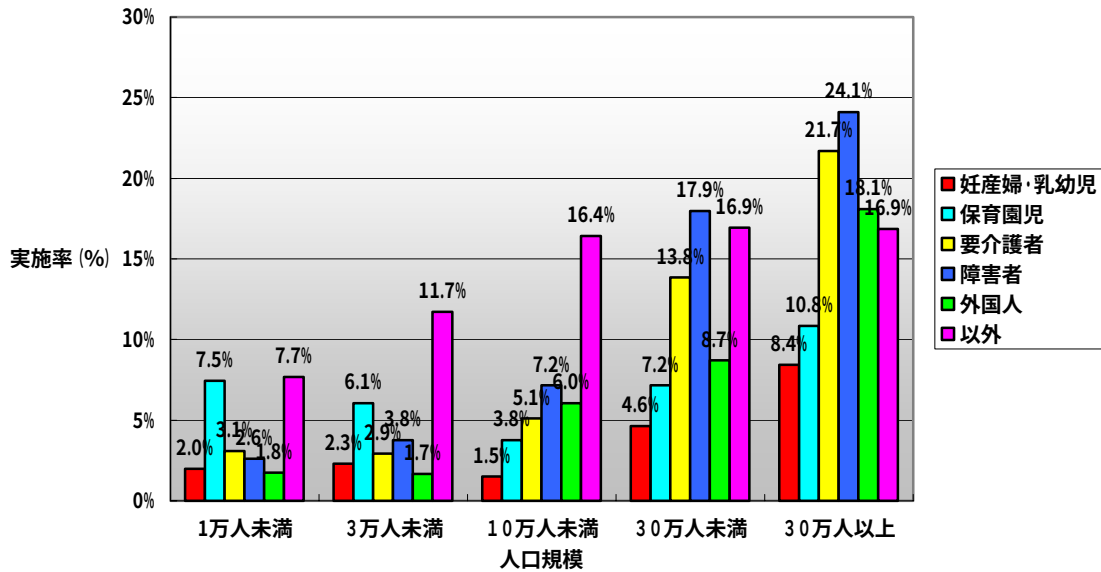
NO２ 防災訓練の実施状況（市町村）



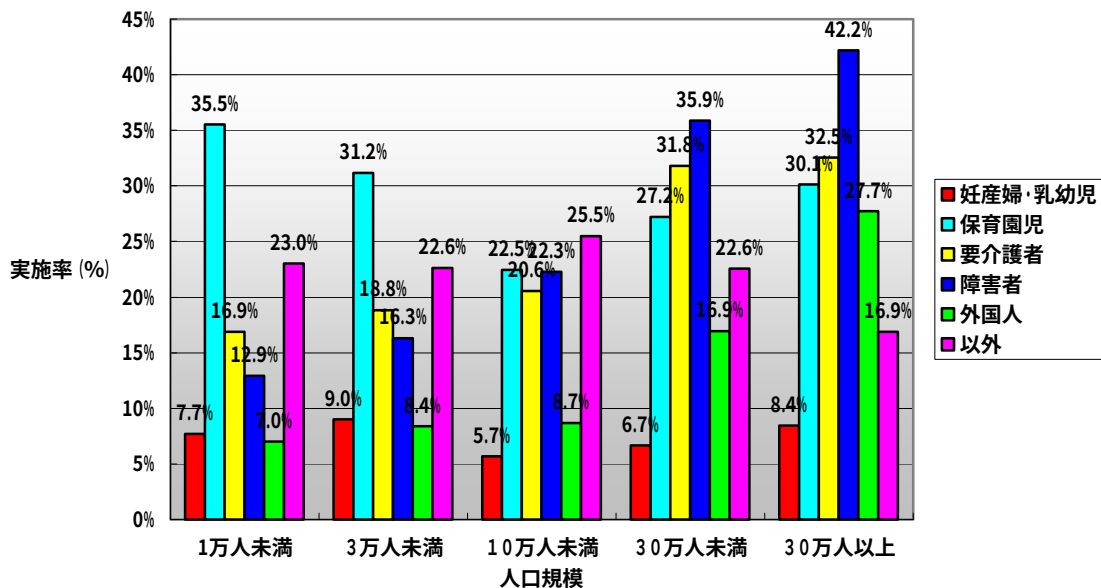
傾 向

- ① 人口規模が比較的大きい市町村では、「講習会・セミナーなど」、「防災訓練」を実施している割合が高い。

NO3 講習会・セミナーの実施状況（人口規模との比較）
（市町村）

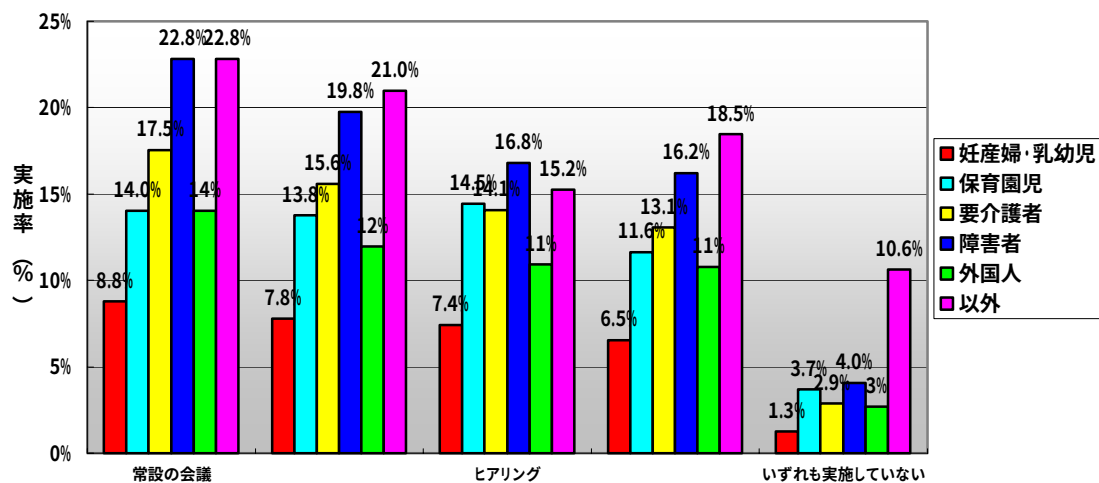


NO4 防災訓練の実施状況（人口規模との比較）
（市町村）



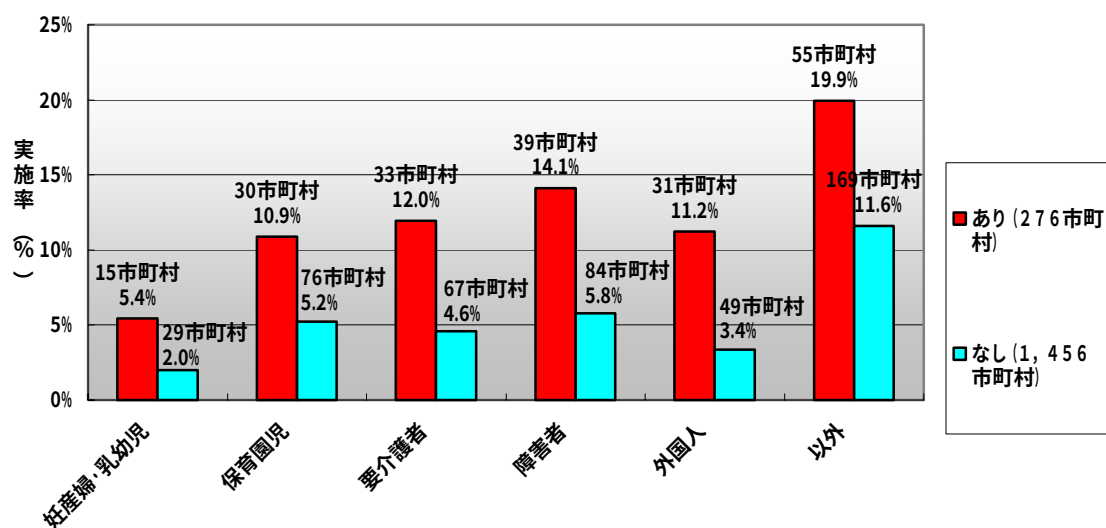
- ② 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を反映するための意見聴取の取り組みがある市町村では、いずれも実施していない市町村と比較して、「講習会・セミナーなど」を実施している割合が高い。

NO5 講習会・セミナーの実施状況
(意見聴取の実施状況との比較) (市町村)

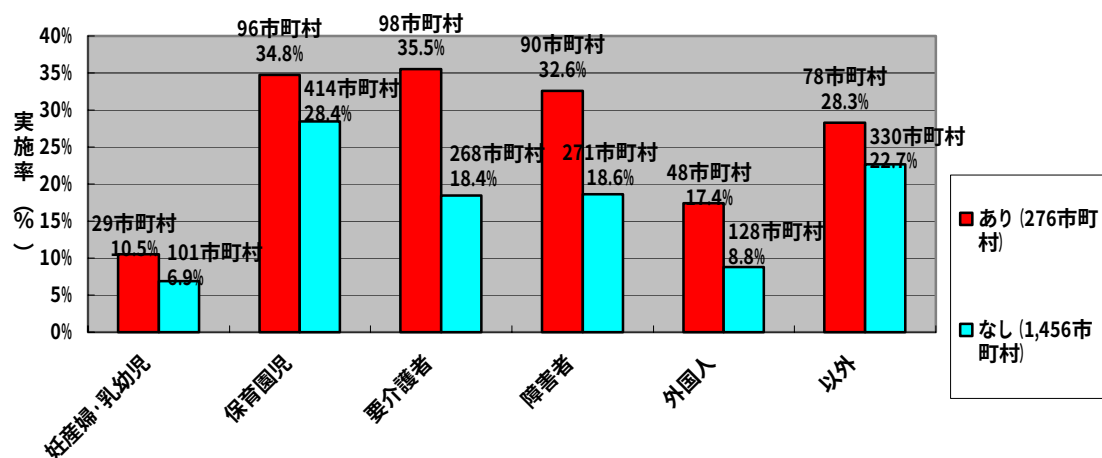


- ③ NPOなどの活動を支援する仕組みのある市町村では、仕組みのない市町村と比べて「講習会やセミナー」、「防災訓練」を実施している割合が高い。

NO6 講習会・セミナーの実施状況
(NPO支援制度の有無との比較) (市町村)

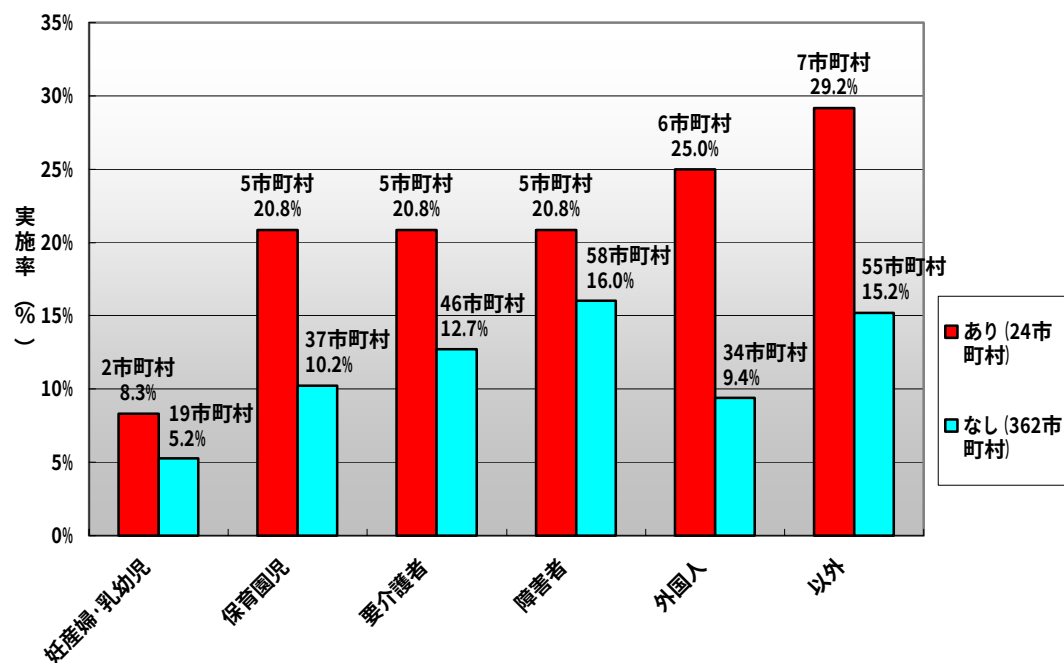


NO7 防災訓練の実施状況
(NPO等の支援制度の有無との比較) (市町村)



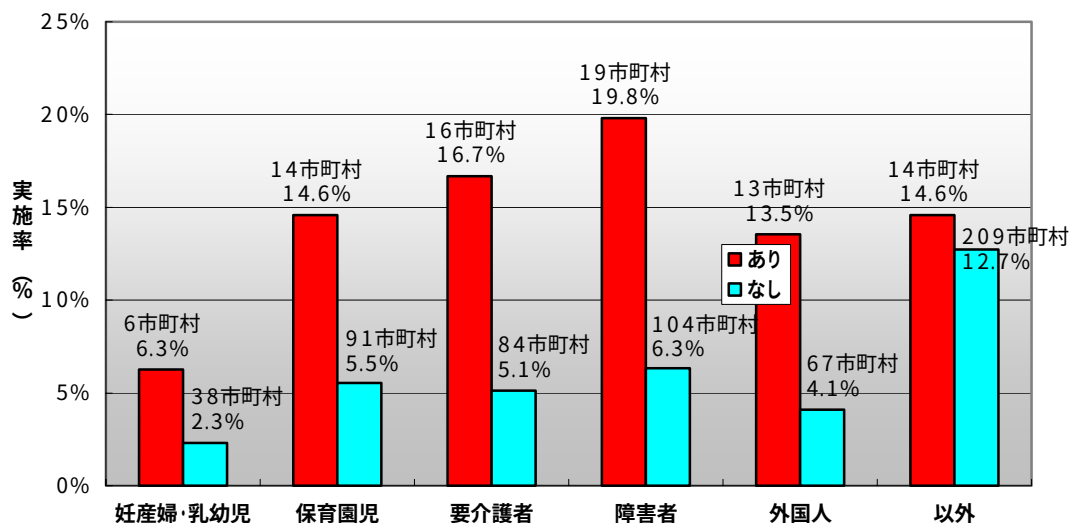
- ④ 避難所に関する指針・マニュアル等の作成過程において、防災部局と男女共同参画部局が連携している市町村では、連携のない市町村と比べて、「講習会・セミナーなど」、「防災訓練」を実施している割合が高い。

NO8 講習会・セミナーの実施状況
(男女共同参画部局との連携の有無との比較) (市町村)

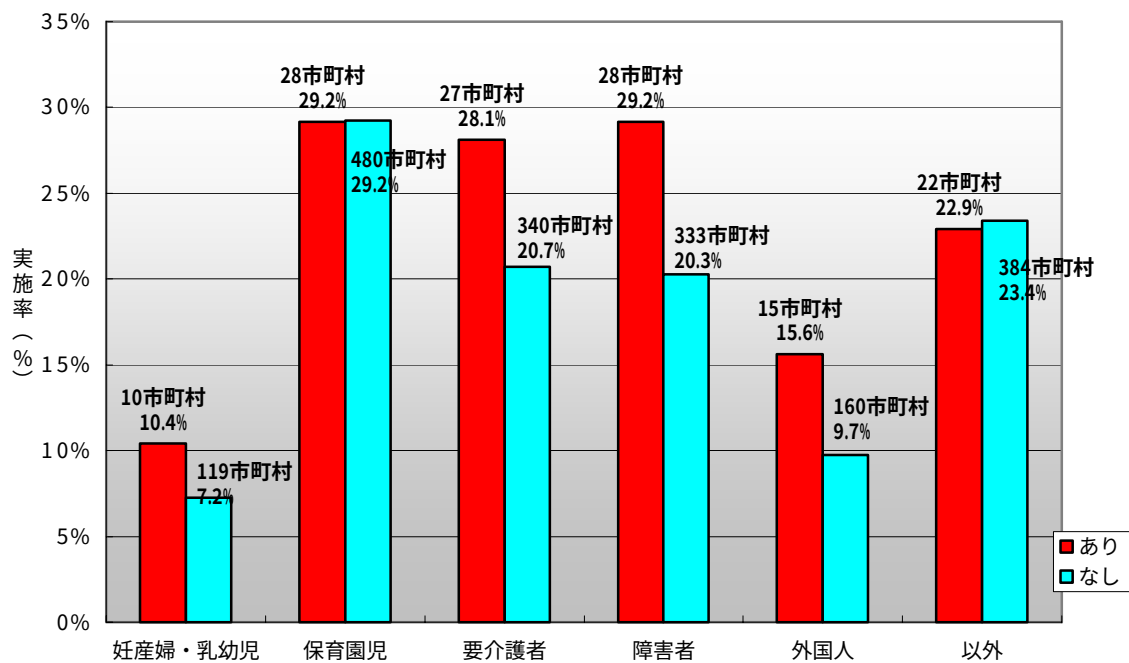


⑤ 防災会議以外の検討会等への女性登用の仕組みがある市町村では、仕組みがない市町村と比べて、「講習会・セミナーなど」、「防災訓練」を実施している割合が高い。

NO9 講習会・セミナーの実施状況
(女性登用制度の有無との比較) (市町村)

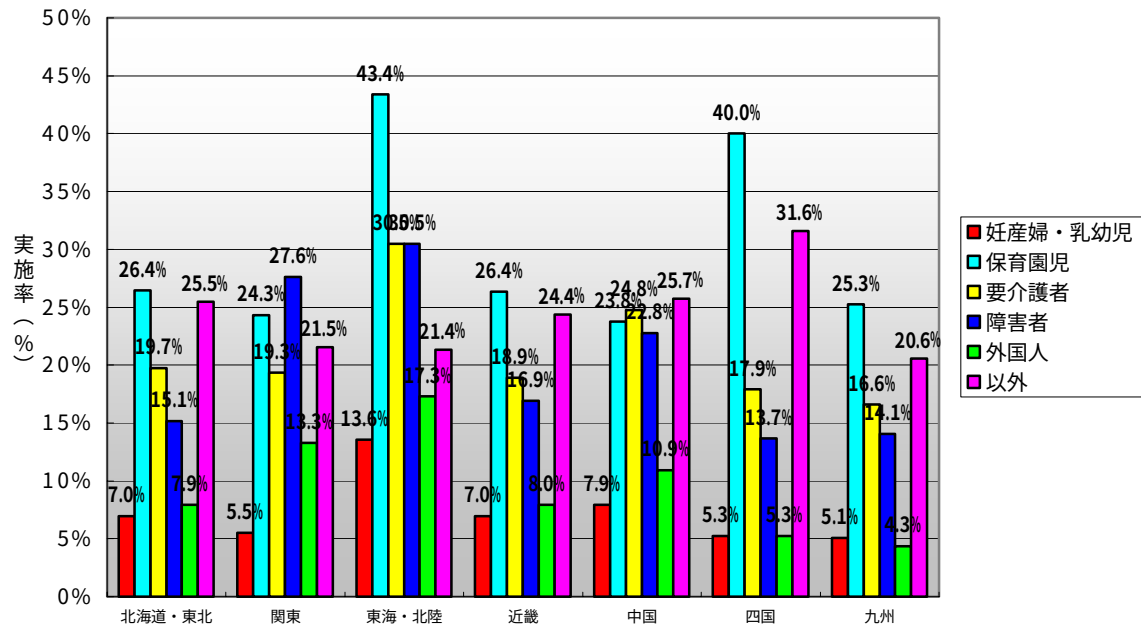


NO10 防災訓練の実施状況
(女性登用制度の有無との比較) (市町村)



⑥ 東海・北陸地域では、災害時要援護者や関係者などを対象とした「防災訓練」を実施している割合が高い。

NO11 防災訓練の実施状況
(地域別の比較) (市町村)



(2) 防災訓練や研修会等を実施する際の託児所やショートステイサービスの提供などについて

(市町村質問NO6)

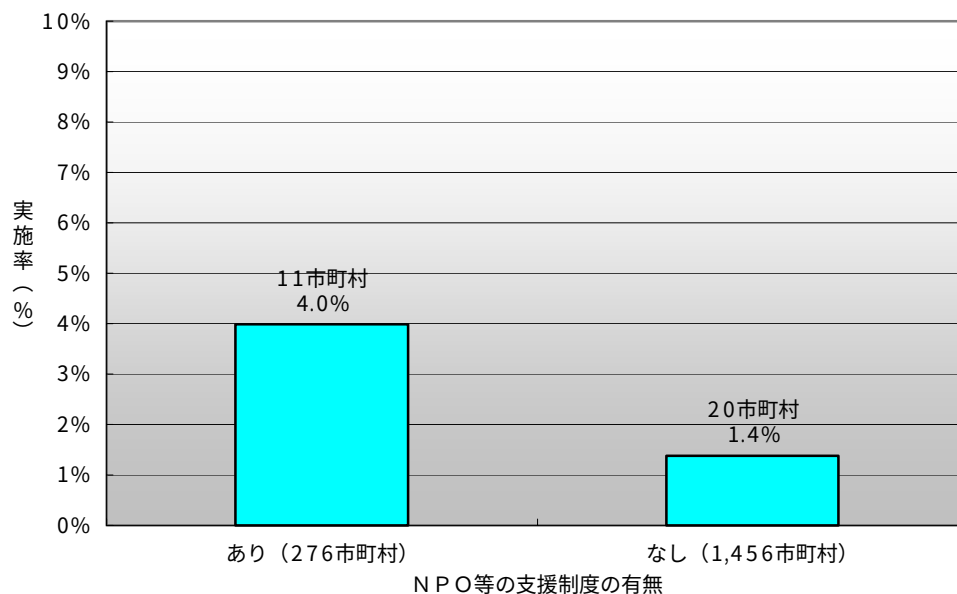
- ☐ 市町村で、防災訓練や研修会等に託児所やショートステイサービスの提供などを行っているのは31市町村(1.8%)であった。

総団体数	はい
1,747	31 (1.8%)

傾 向

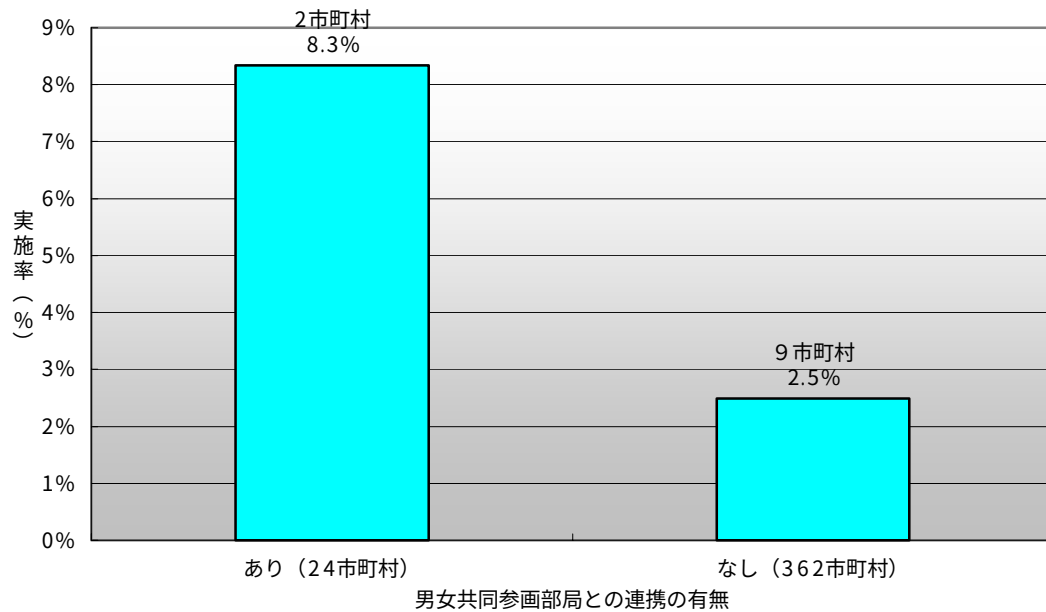
- ① 講習会開催時に託児所やショートステイサービスの提供などしている市町村は少ないが、「全市規模の防災講演会実施の際は、託児所を設置している」との事例もあった。
- ② NPOなどの活動を支援する仕組みのある市町村では、仕組みがない市町村と比べて防災訓練や研修会等で託児所やショートステイサービスの提供などを行っている割合が高い。

NO12 防災訓練や研修会等の実施の際に、託児所やショートステイサービスの提供などを行っているか(NPO・自主防災組織への支援制度の有無との比較)(市町村)



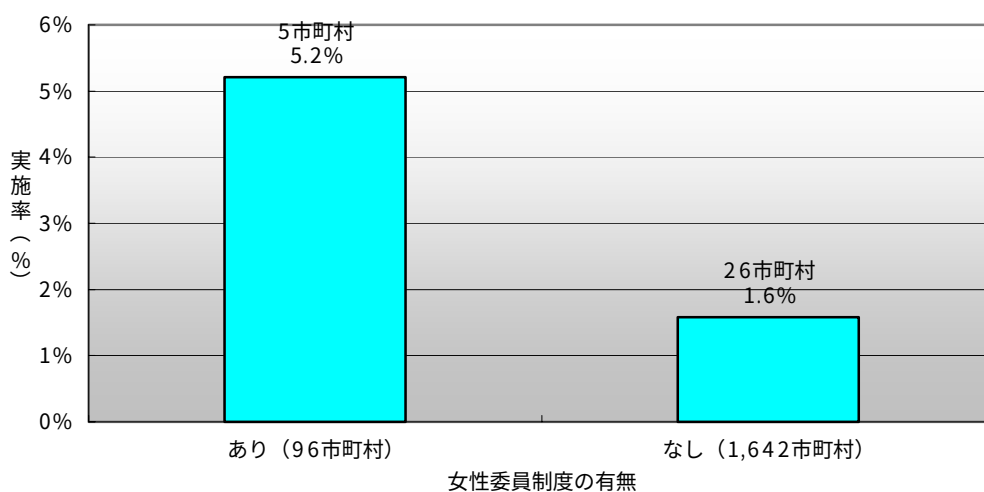
- ③ 避難所に関する指針・マニュアル等の作成過程において、防災部局と男女共同参画部局との連携のある市町村では、連携のない市町村と比べて、防災訓練や研修会等で託児所やショートステイサービスの提供などを行っている割合が高い。

NO13 防災訓練や研修会等の実施の際に、託児所やショートステイサービスの提供などを行っているか（男女共同参画部局との連携の有無との比較）（市町村）



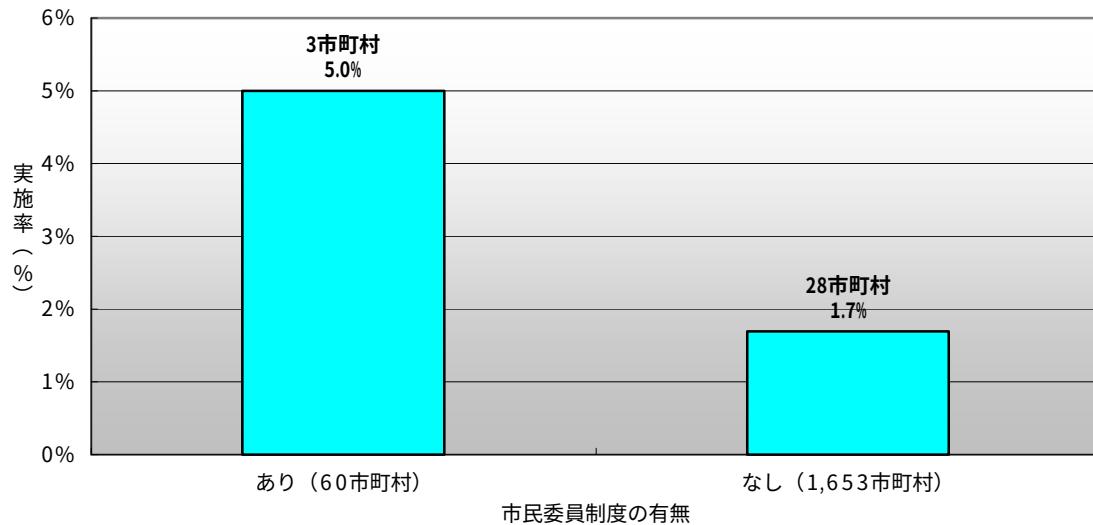
- ④ 防災会議以外の検討会等への女性登用の仕組みがある市町村では、仕組みのない市町村と比べて、防災訓練や研修会等で託児所やショートステイサービスの提供などを行っている割合が高い。

NO14 防災訓練や研修会等の実施の際に、託児所やショートステイサービスの提供などを行っているか（女性登用制度の有無との比較）（市町村）



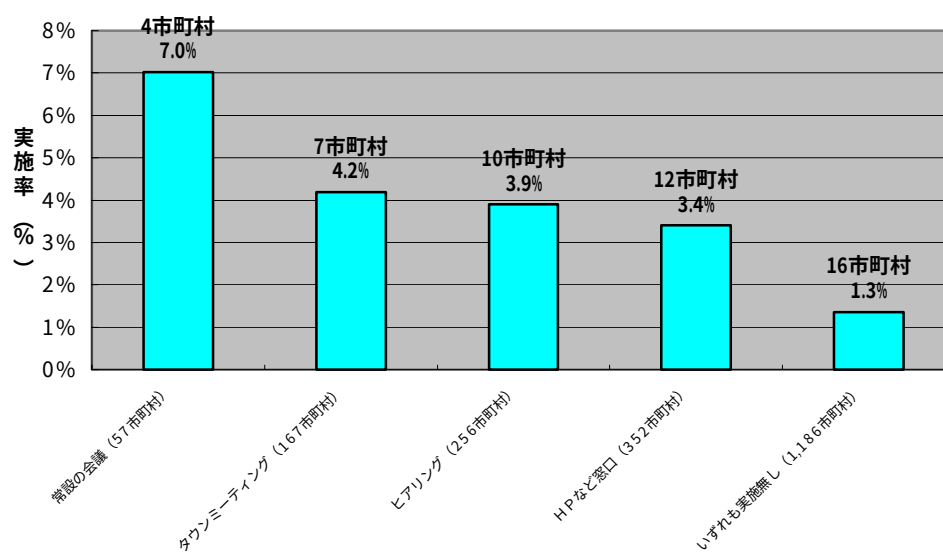
- ⑤ 防災会議以外の防災関係の検討会等において、「公募による市民委員」の枠がある市町村では、枠のない市町村と比べて、防災訓練や研修会等で託児所やショートステイサービスの提供などを行っている割合が高い。

NO15 防災訓練や研修会等の実施の際に、託児所やショートステイサービスの提供などを行っているか（市民委員制度の有無との比較）（市町村）



- ⑥ 災害時要援護者や女性の視点を反映するための意見聴取の取り組みがある市町村では、いずれも取組がない市町村に比較して、防災訓練や研修会等で託児所やショートステイサービスの提供などを行っている割合が高い。

NO16 防災訓練や研修会等の実施の際に、託児所やショートステイサービスの提供などを行っているか（意見聴取の実施状況との比較）（市町村）

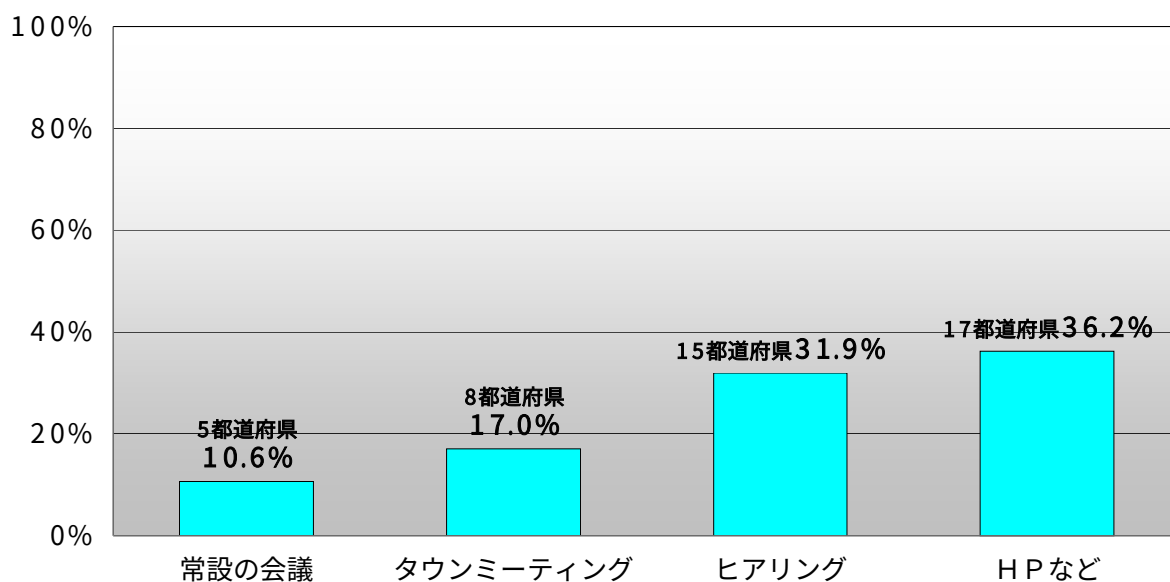


(3) 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を反映させた防災施策を行うための意見聴取の実施状況について（都道府県質問NO5、市町村質問NO3）

- 都道府県では、下記の4つの取組のうち、何らかの意見聴取を行っているのは29都道府県、このうち「ホームページなどの窓口を開設している」が17都道府県（36.2%）、「ヒアリングを行っている」が15都道府県（31.9%）であった。

災害時要援護者やその関係者、女性の意見を聞くための手法	はい
常設の会議を定期的開催している	5(10.6%)
タウンミーティングを開催している	8(17.0%)
ヒアリングを行っている	15(31.9%)
ホームページなどの窓口を開設している	17(36.2%)

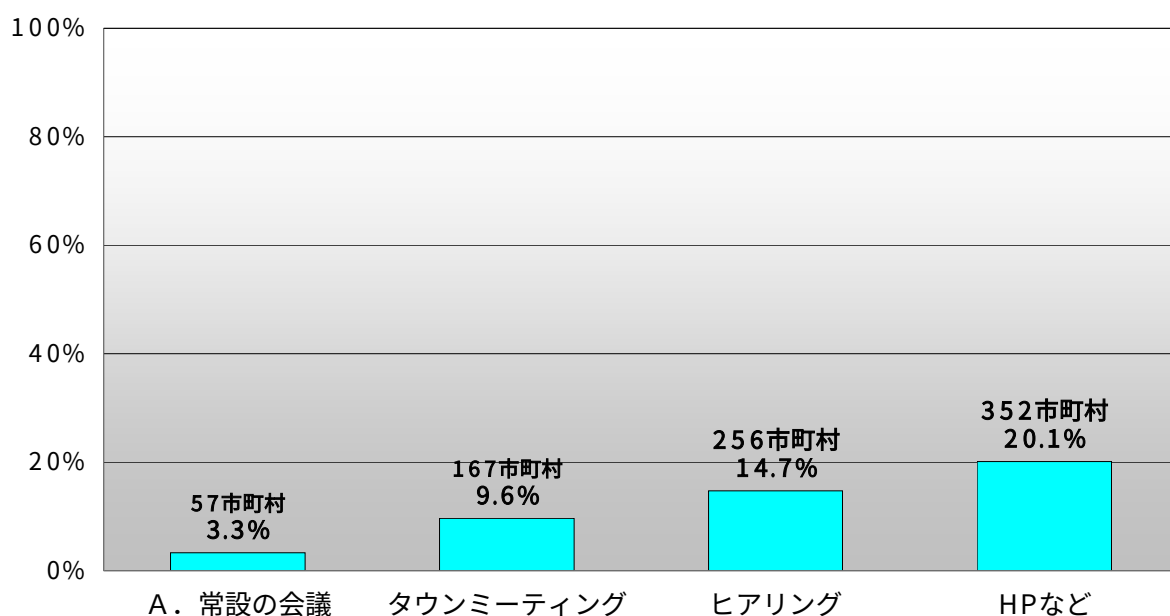
NO17 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を反映させた防災施策のための意見聴取の実施状況（都道府県）



- 市町村では、下記の4つの取組のうち、何らかの意見聴取を行っているのは 556 市町村、このうち「ホームページなどの窓口を開設している」が352市町村（20.1%）、「ヒアリングを行っている」が256市町村（14.7%）であった。

災害時要援護者やその関係者、女性の意見を聞くための手法	はい
常設の会議を定期的開催している	57 (3.3%)
タウンミーティングを開催している	167 (9.6%)
ヒアリングを行っている	256 (14.7%)
ホームページなどの窓口を開設している	352 (20.1%)

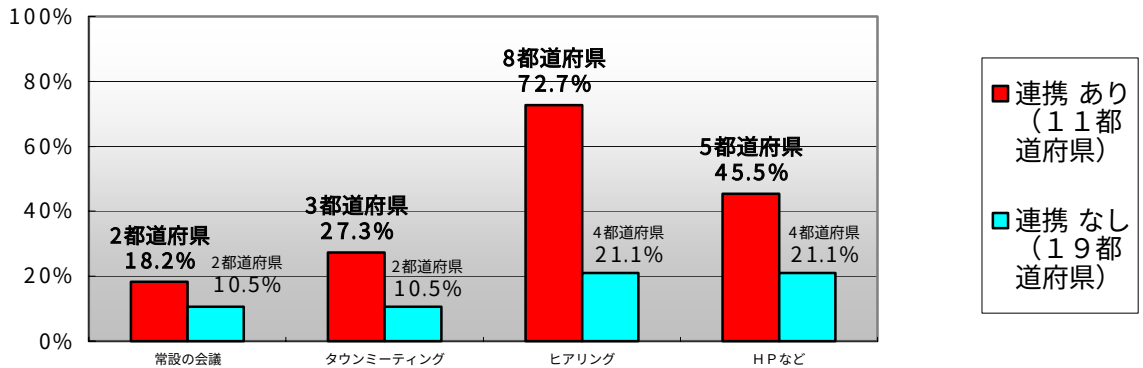
NO18 災害時要援護者やその関係者・女性等の視点を反映させた
防災施策のための意見聴取の実施状況（市町村）



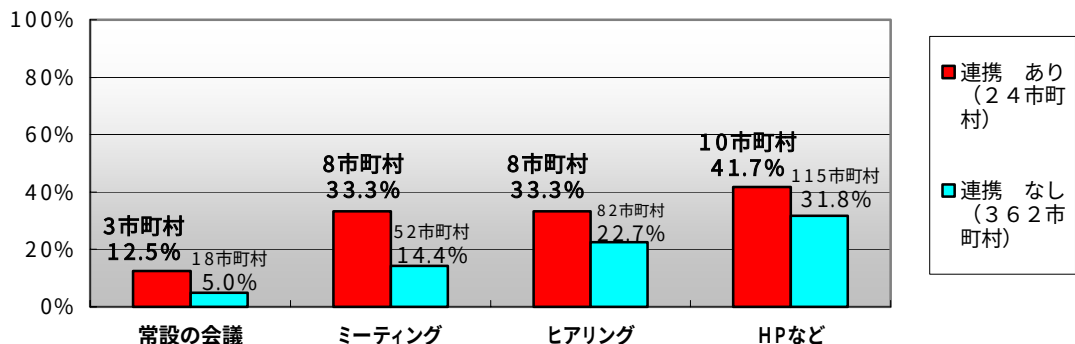
傾 向

- ① 避難所運営に関する指針・マニュアル等の作成過程で、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携していると答えた都道府県及び市町村においては、災害時要援護者や関係者、女性等の視点を反映させた防災施策を行うための意見聴取を実施している割合が高い。

NO 19 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に取り入れるための意見聴取状況（男女共同参画部局との連携の有無による比較）（都道府県）

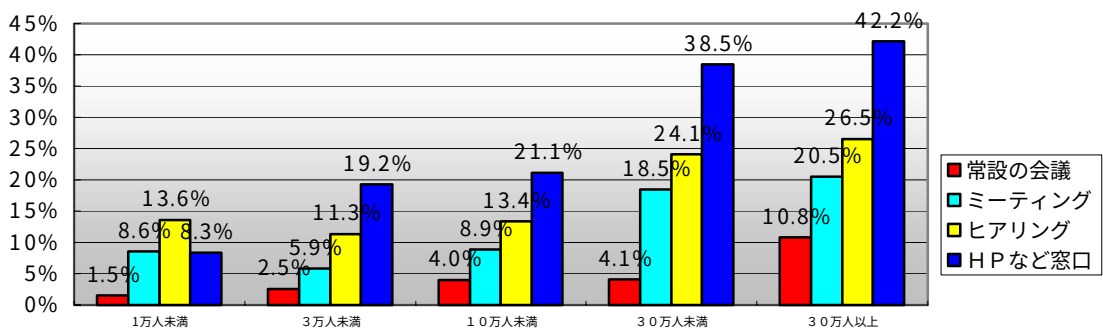


NO 20 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に取り入れるための意見聴取実施状況（男女共同参画部局との連携の有無との比較）（市町村）



- ② 人口規模が比較的大きい市町村では、災害時要援護者や関係者、女性等の視点を反映するための意見聴取を実施している割合が高い。

NO 21 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に取り入れるための意見聴取実施状況（人口規模との比較）（市町村）



(4) 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に反映させるための刊行物の発行状況について（都道府県質問NO6、市町村質問NO4）

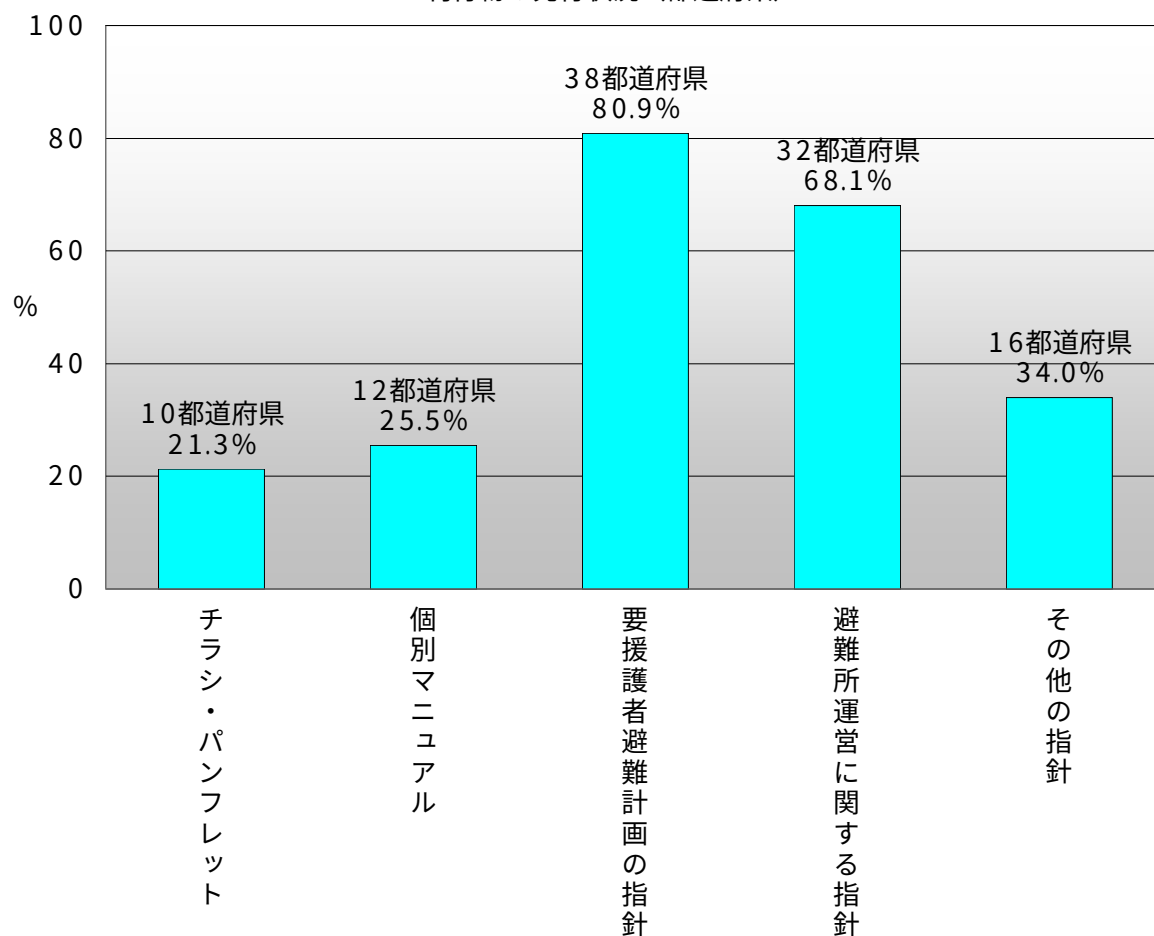
■ 都道府県では、「災害時要援護者の避難計画に関する指針」や「避難所運営に関する指針」は作成（作成中、予定含む）されている割合が他の項目と比べて高い。

	チラシ・パンフレット※1	個別マニュアル※2	災害時要援護者 避難計画指針	避難所 運営指針	その他指針
作成 済み 等	10(21.3%)	12(25.5%)	38(80.9%)	32(68.1%)	16(34.0%)

※1 調査表の「災害時要援護者やその関係者、女性の啓発を目的としたチラシ・リーフレット・パンフレット」は「チラシ・パンフレット」と表記する。（以下同様）

※2 調査表の「災害時要援護者やその関係者、女性を対象とした手引き・マニュアル」は、「個別マニュアル」と表記する。（以下同様）

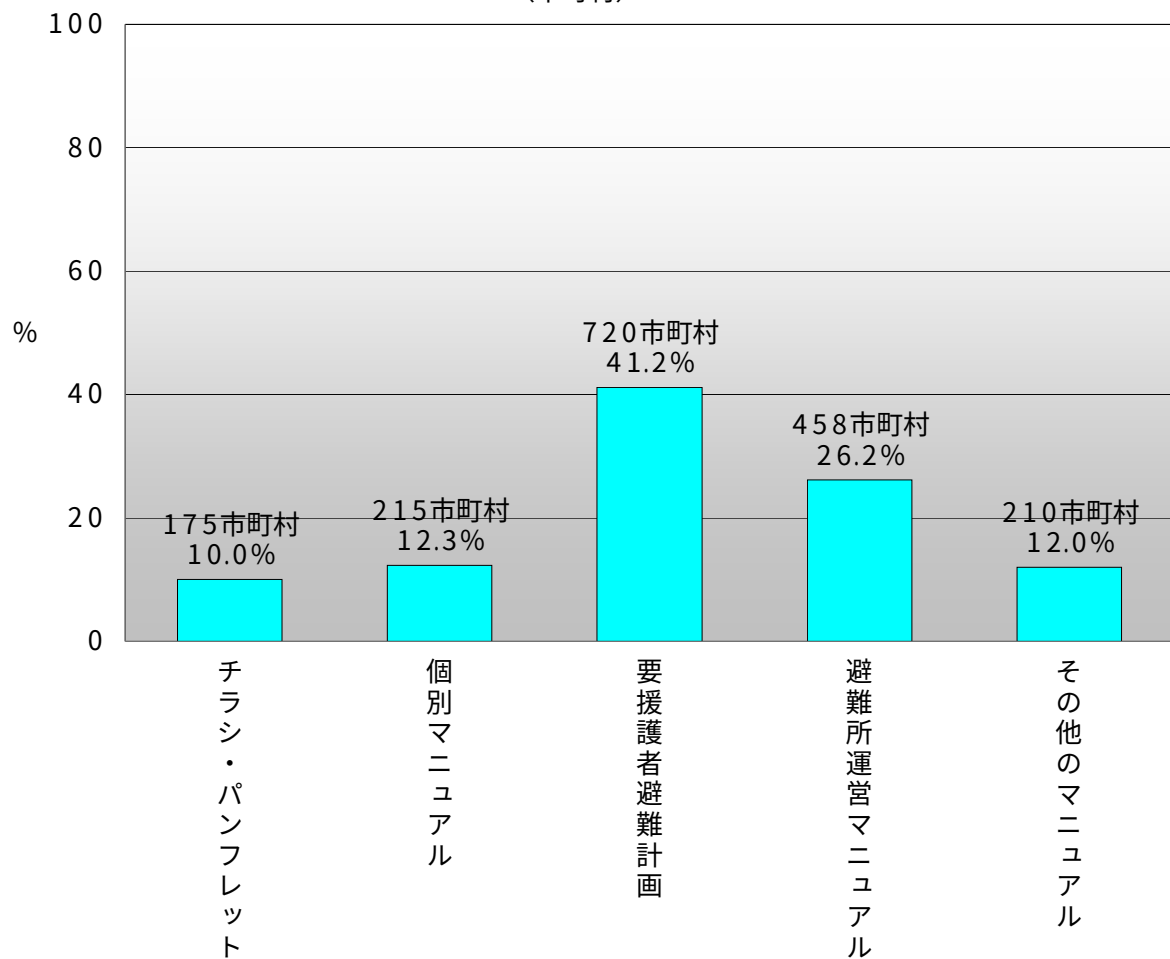
NO22 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を反映させた刊行物の発行状況（都道府県）



- ☐ 市町村では、全体的に下記の計画やマニュアルが作成（作成中、予定含む）されている割合は低い。

	チラシ・パンフレット	個別マニュアル	要援護者 避難計画	避難所運営 マニュアル	その他の マニュアル
作成済み等	175(10.0%)	215(12.3%)	720(41.2%)	458(26.2%)	210(12.0%)

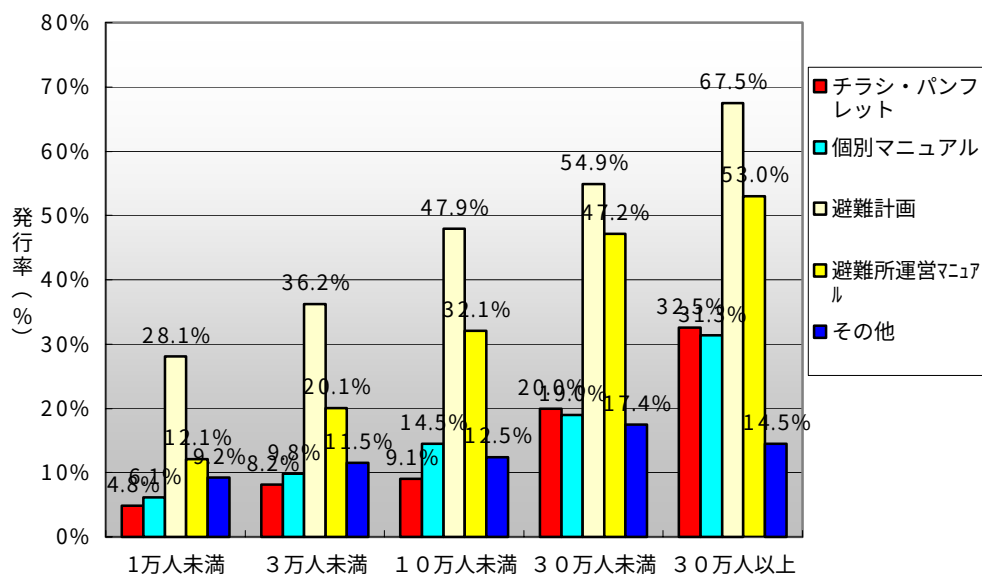
NO23 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に
反映させるための刊行物の発行状況
(市町村)



傾向

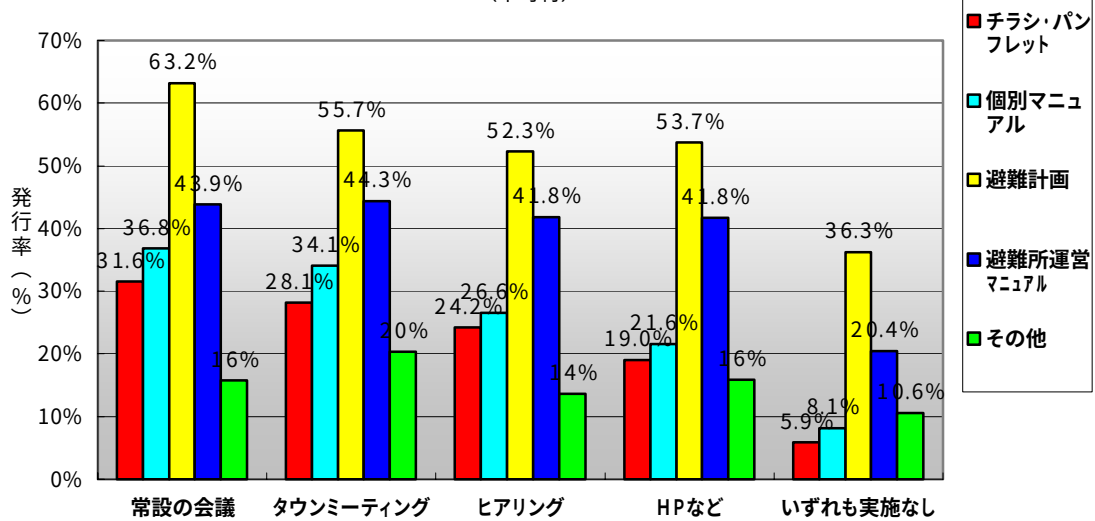
- ① 市町村においては、災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に反映させるための刊行物を発行している割合が低い。
- ② 人口規模が比較的大きな市町村では、災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に反映させるための刊行物を発行している割合が高い。

NO24 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に反映するための刊行物の発行状況（人口規模との比較）
（市町村）



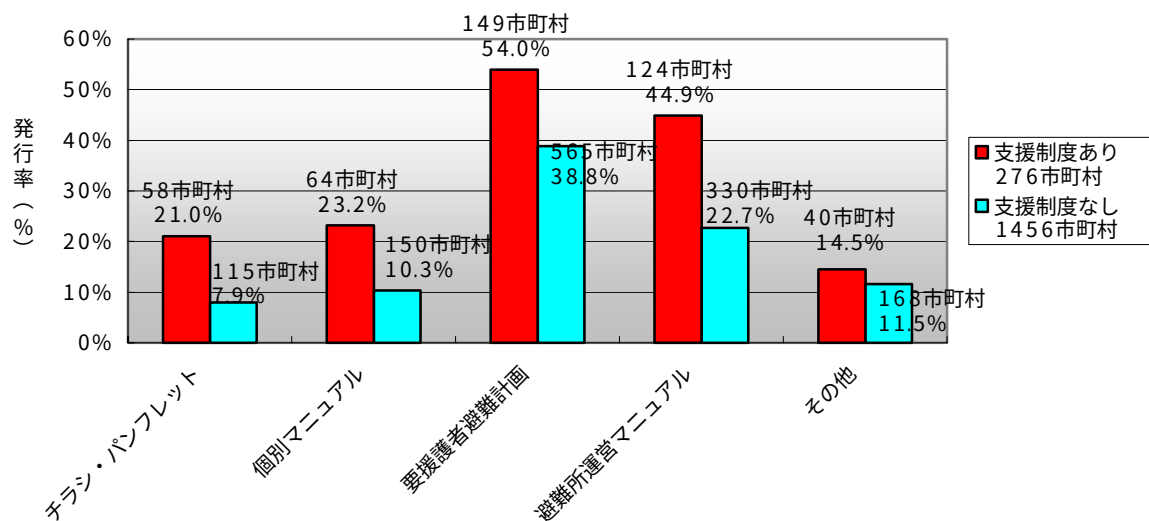
- ③ 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を反映するための意見聴取の取り組みがある市町村では、いずれも取組がない市町村に比較して、災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に反映させるための刊行物を発行している割合が高い。

NO25 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に反映させるための刊行物の発行状況（災害時要援護者や関係者・女性等への意見聴取の取り組みとの比較）
（市町村）



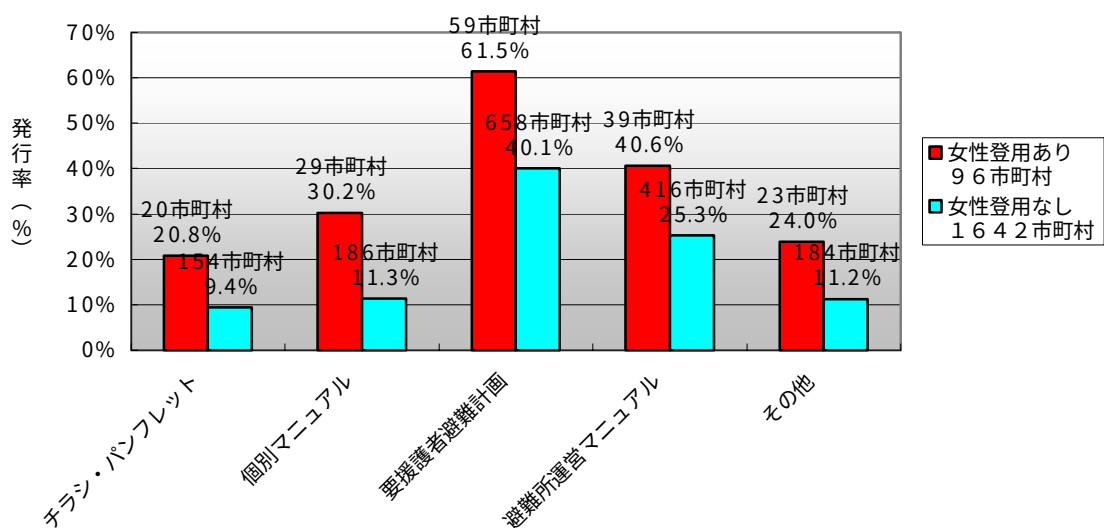
- ④ NPOなどの活動を支援する仕組みのある市町村では、仕組みがない市町村と比べて災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に反映させるための刊行物を発行している割合が高い。

NO26 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に反映させるための刊行物の発行状況（NPO等の支援制度の有無との比較）（市町村）



- ⑤ 防災会議以外の検討会等への女性登用の仕組みがある市町村では、仕組みがない市町村と比べて、災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に反映させるための刊行物を発行している割合が高い。

NO27 災害時要援護者や関係者、女性等の視点を防災施策に反映させるための刊行物の発行状況（NPO等の支援制度の有無との比較）（市町村）



(5) 「災害時要援護者の避難計画に関する指針等」が「未作成」、「予定なし」の理由について
(9都道府県が該当)(都道府県質問NO7)

■ 「国において、ガイドラインを作成しているから」との回答が多い。

(6) 「避難所運営に関する指針等」が「未作成」、「予定なし」の理由について(14都道府県が該当)(都道府県質問NO8)

■ 「県地域防災計画において、基本的事項を定めているから」との回答が多い。

(7) 地域住民や女性などを支援するNPOや自主防災組織への支援の制度や仕組みの有無
(都道府県質問NO9、市町村質問NO7)

■ 都道府県では、NPOや自主防災組織への支援制度等があるのは20%以下であった。

総回答数	はい
47	9(19.1%)

□ 市町村では、NPOや自主防災組織への支援制度等があるのは20%以下であった。

総回答数	はい
1,747	276(15.8%)

傾向

NPOや自主防災組織への支援制度等があるのは、都道府県・市町村ともに20%以下と低い、下記のような取り組み事例が挙げられる。

特徴的な事例

- 自主防災組織の行う優良活動事例の紹介及び表彰、NPOとの連携を行っている。
- 在宅人工呼吸器の災害時要援護者の避難支援を行う自主防災組織があり、当事者を含めて訓練を年に数回行うことに対し、自主防災の活動補助金を積極的に交付している。
- 市民活動団体(NPO)との協働事業提案制度があり、地域の課題に関して、NPOの即応性、専門性や先進性等を活かした事業の提案を募集し、両者が協働して解決を図る
- 自主防災組織活性化支援事業、災害時要援護者支援プラン策定事業として「防災と福祉のまちづくり」講座を2～3年の期間、地区単位で順次実施している。平成24年度までに全市域で着手の予定。自主防災組織防災活動支援補助制度がある。

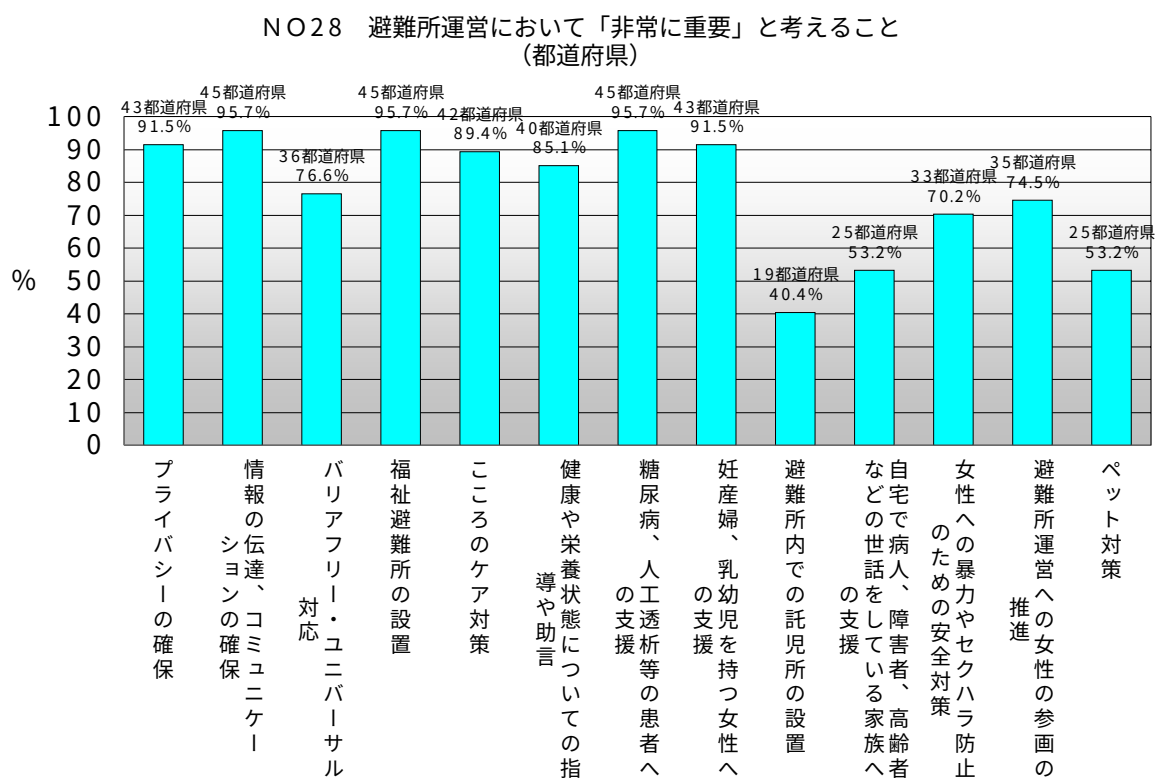
【2. 避難所における女性、妊産婦・乳幼児を持つ女性、高齢者などへの支援】

（1）避難所運営において、自治体が「非常に重要」と考えていることについて

（都道府県質問NO10、市町村質問NO8）

■ 都道府県では、「情報の伝達、コミュニケーションの確保」「福祉避難所の設置」「糖尿病、人工透析等の患者への支援」「プライバシーの確保」「妊産婦、乳幼児を持つ女性への支援」「こころのケア対策」などを「非常に重要だ」と回答した都道府県の割合は約90%以上であり、「避難所内での託児所の設置」や「自宅で病人、障害者、高齢者などの世話をしている家族への支援」「ペット対策」などを「非常に重要だ」と回答した都道府県の割合は比較的低い。

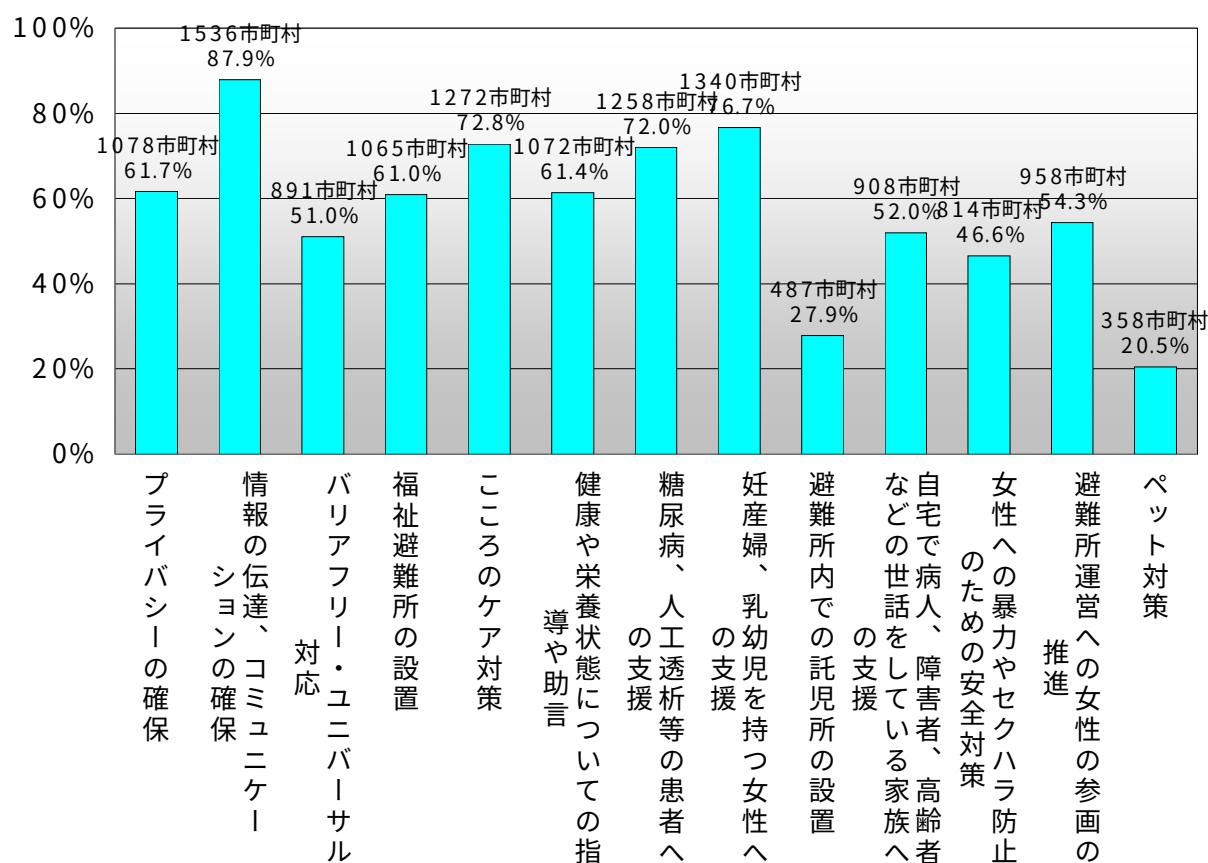
	プライバシーの確保	情報伝達・コミュニケーションの確保	バリアフリー・ユニバーサル対応	福祉避難所の設置	こころのケア対策	健康状態・栄養状態	糖尿病・人工透析
非常に 思う	43 (91.5%)	45 (95.7%)	36 (76.6%)	45 (95.7%)	42 (89.4%)	40 (85.1%)	45 (95.7%)
	妊産婦・乳幼児	託児所の設置	病人等を抱えた人	女性への暴力対策	女性の参画推進	ペット対策	
非常に 思う	43 (91.5%)	19 (40.4%)	25 (53.2%)	33 (70.2%)	35 (74.5%)	25 (53.2%)	



- 市町村では「情報の伝達、コミュニケーションの確保」「妊産婦・乳幼児を持つ女性への支援」「こころのケア対策」「糖尿病、人工透析等の患者への支援」が「非常に重要だ」と回答した割合は 70%以上あり、「託児所の設置」「ペット対策」が「非常に重要だ」と回答した割合は30%未満である。

	プライバシーの確保	情報伝達・コミュニケーションの確保	バリアフリー・ユニバーサル対応	福祉避難所の設置	こころのケア対策	健康状態・栄養状態	糖尿病・人工透析
非常に そう思う	1,078 (61.7%)	1,536 (87.9%)	891 (51.0%)	1,065 (61.0%)	1,272 (72.8%)	1,072 (61.4%)	1,258 (72.0%)
	妊産婦・乳幼児	託児所の設置	病人等を抱えた人	女性への暴力対策	女性の参画推進	ペット対策	
非常に そう思う	1,340 (76.7%)	487 (27.9%)	908 (52.0%)	814 (46.6%)	958 (54.8%)	358 (20.5%)	

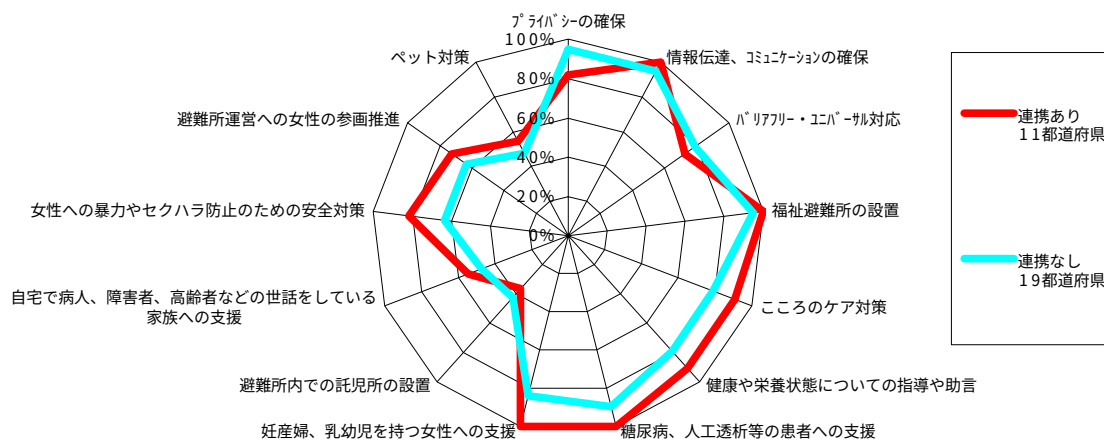
NO29 避難所運営において、「非常に重要」と考えること
(市町村)



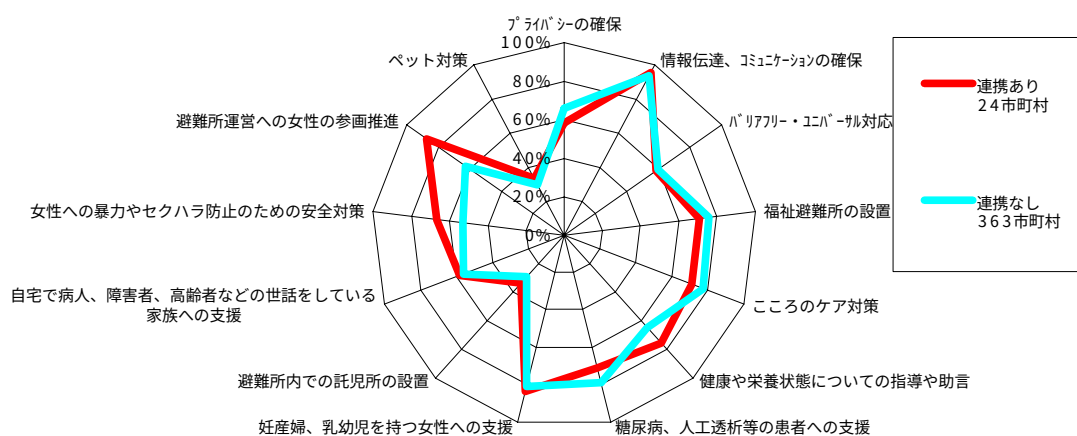
傾向

避難所に関する指針・マニュアル等の作成過程において、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携している都道府県・市町村では、「避難所運営への女性参画の推進」、「女性への暴力やセクハラ防止のための安全対策」などの項目が「非常に重要だ」と回答した割合が他の項目に比べて高い。

NO30 避難所運営において、「非常に重要だと思う」項目
(男女共同参画部局との連携の有無による比較)
(都道府県)



NO31 避難所運営において、「非常に重要だと思う」項目
(男女共同参画部局との連携の有無との比較)
(市町村)

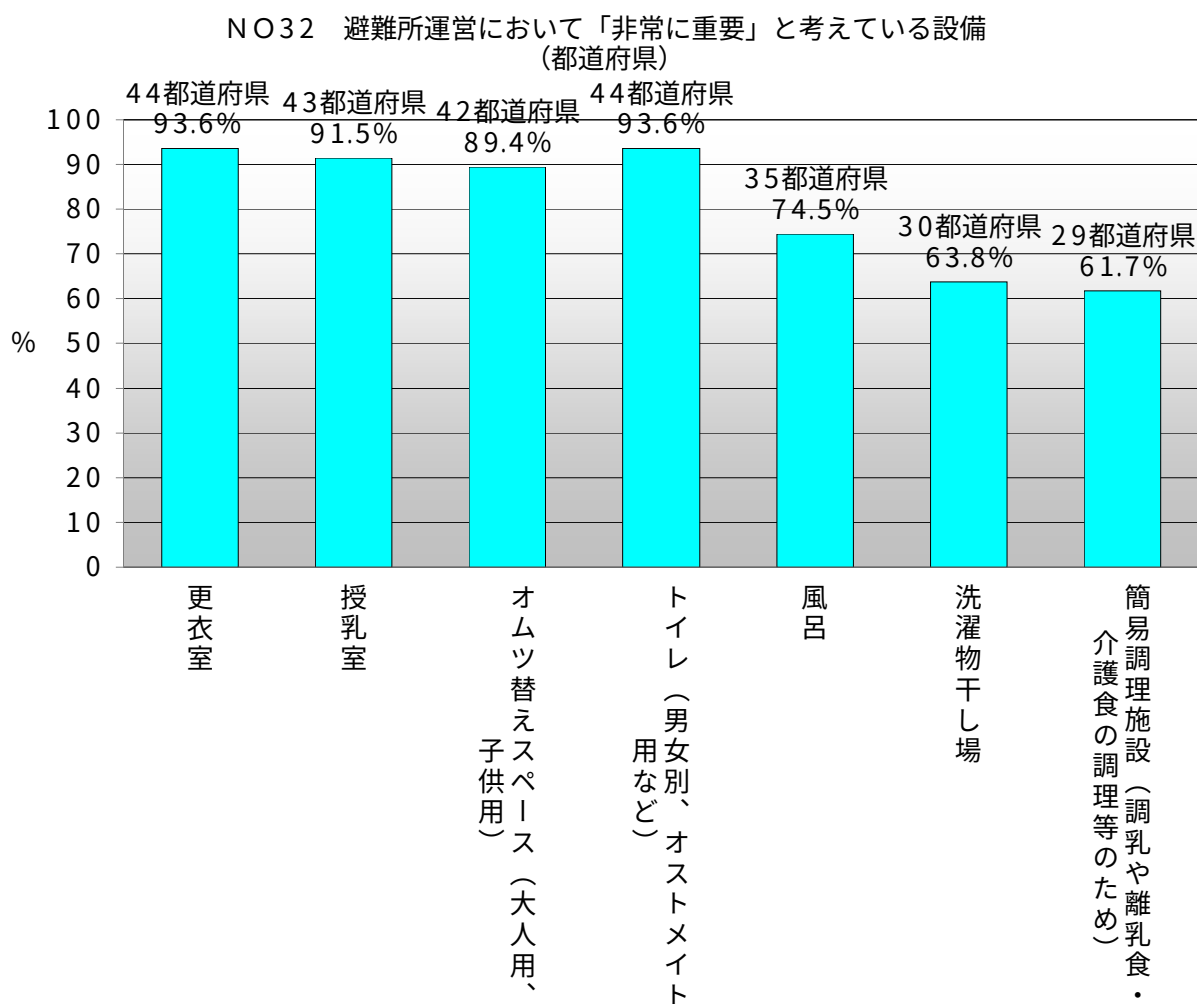


(2) 要援護者や関係者、女性の視点で避難所に必要な設備について

(都道府県質問NO11、市町村質問NO9)

■ 都道府県では、「更衣室」「トイレ（男女別、オストメイト用など）」「授乳室」が「非常に重要だ」と回答した割合は90%以上であった。

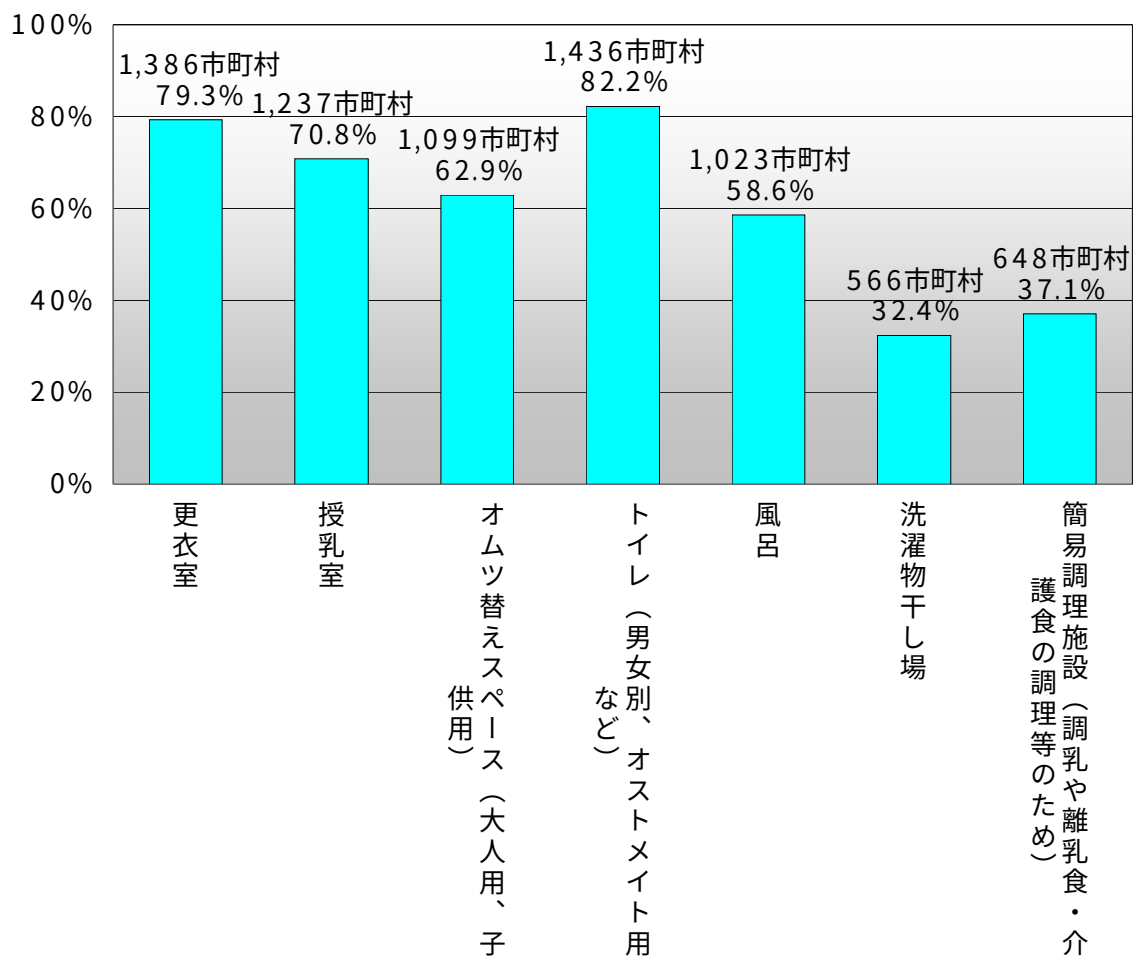
	更衣室	授乳室	オムツ替えスペース	トイレ	風呂	洗濯物干し場	簡易調理施設
非常に思う	44 (93.6%)	43 (91.5%)	42 (89.4%)	44 (93.6%)	35 (74.5%)	30 (63.8%)	29 (61.7%)



- 市町村では、「更衣室」「トイレ（男女別、オストメイト用など）」「授乳室」が「非常に重要だ」と回答した割合は70%以上であり、「洗濯物干し場」、「簡易調理施設（調乳や離乳食・介護食の調理等のため）」が「非常に重要だ」と回答した割合は40%以下であった。

	更衣室	授乳室	オムツ替えスペース	トイレ	風呂	洗濯物干し場	簡易調理施設
非常に 思う	1,386 (79.3%)	1,237 (70.8%)	1,099 (62.9%)	1,436 (82.2%)	1,023 (58.6%)	566 (32.4%)	648 (37.1%)

NO33 避難所において、「非常に重要」と考えている設備
(市町村)



傾 向

- ① すべての項目で、都道府県の重要性の認識が市町村に比べて高い。現実には避難所運営を担う市町村では、「実際の避難所運営においてすべて対処できるかは、避難所の広さや確保できる人員によるので難しいと思われる。」との回答も多い。
- ② 都道府県と市町村の重要性の認識の差が大きいのは「洗濯物干し場」、「簡易調理施設」が挙げられる。

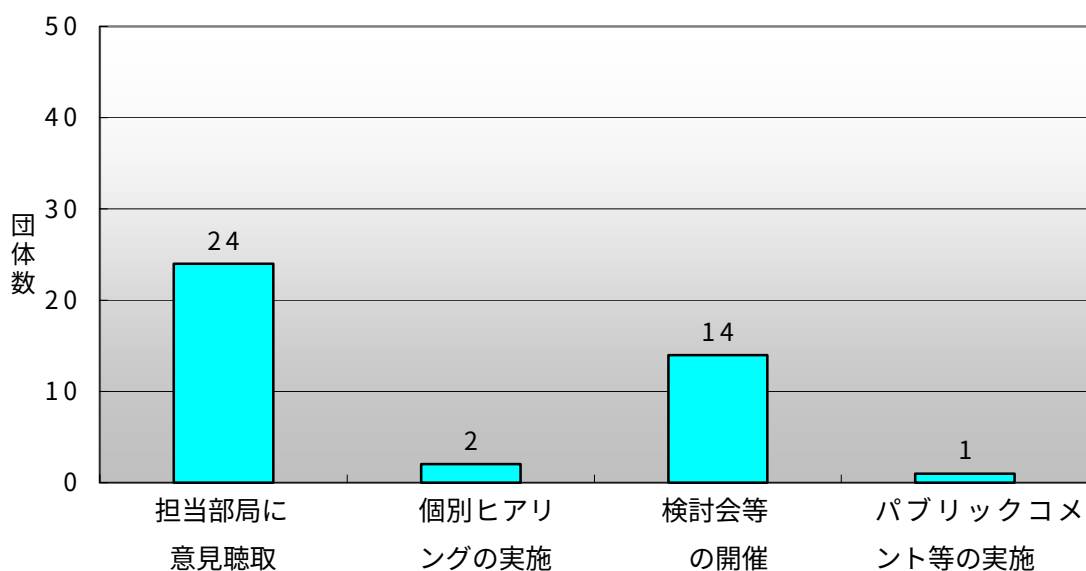
(3) 都道府県・市町村が作成した「避難所運営に関する指針、マニュアル」における災害時要援護者や関係者、女性などの関わり方について（都道府県質問NO12、市町村質問NO10）

■ 都道府県においては、避難所運営に関する指針、マニュアル等の作成過程で、福祉部局などの「担当部局に意見聴取」の割合は75.0%、「パブリックコメント等の実施」、「個別ヒアリングの実施」の割合は10%以下であった。

都道府県（作成済み・作成中・作成予定の都道府県32のうち）

項 目	はい
担当部局に意見聴取	24（75.0%）
個別ヒアリングの実施	2（6.3%）
検討会等の開催	14（43.8%）
パブリックコメント等の実施	1（3.1%）

NO34 避難所運営に関するマニュアル作成プロセスでの関わり方
（都道府県）

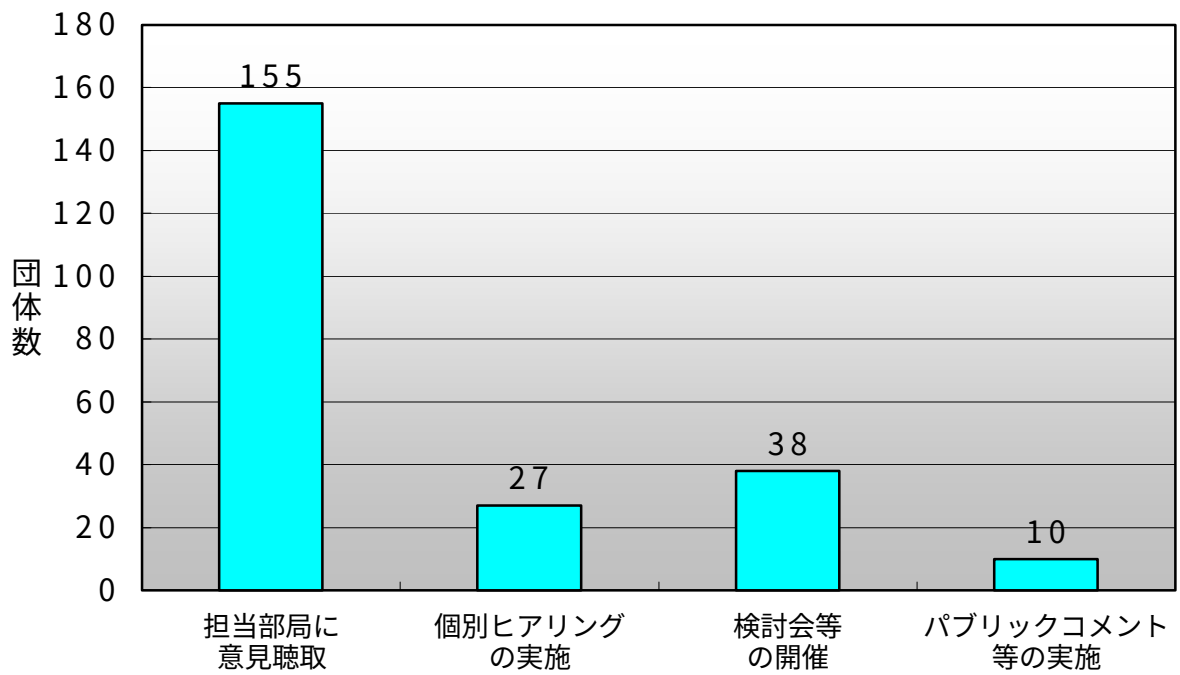


□ 市町村においては、避難所運営に関する指針、マニュアル等の作成過程で、福祉部局などの「担当部局に意見聴取」している割合は33.8%、「パブリックコメント等の実施」や「個別ヒアリングの実施」「検討会等の開催」の割合は10%以下であった。

市町村（作成済み・作成中・作成予定の市町村458のうち）

項 目	はい
担当部局に意見聴取	155（33.8%）
個別ヒアリングの実施	27（5.9%）
検討会等の開催	38（8.3%）
パブリックコメント等の実施	10（2.2%）

NO35 避難所運営に関するマニュアル作成プロセスでの関わり方
(市町村)



傾 向

都道府県では、市町村に比べて担当部局に意見を聞いた割合や検討会開催の割合が高い。

(4) 避難所運営に関する指針、マニュアル等の作成課程での男女共同参画担当部局との連携について（都道府県質問NO14、市町村質問NO12）

■ 都道府県では、避難所運営に関する指針、マニュアル等の作成課程で男女共同参画担当部局と連携をとったのは32都道府県のうち、11都道府県であった。

都道府県（作成済み・作成中・作成予定の都道府県32のうち）

対象数	はい
32	11（34.4%）

□ 市町村では、避難所運営に関する指針、マニュアル等の作成課程で男女共同参画担当部局と連携をとったのは458市町村のうち、24市町村であった。

市町村（作成済み・作成中・作成予定の市町村458のうち）

対象数	はい
458	24（5.24%）

傾 向

- ① 都道府県・市町村ともに避難所運営に関する指針、マニュアル等の作成課程で男女共同参画部門との連携が多いとはいえない。
- ② 男女共同参画部局との連携の内容は「担当者からの意見徴収」「検討会」などが多い。

(5) 避難所運営に関する指針、マニュアルの作成に関し、災害時要援護者や関係者、女性等からの意見聴取の障害になっていることについて（都道府県質問NO15、市町村質問NO13）

■ 都道府県で、「障害がある」と答えたのは2都道府県であった。

都道府県（作成済み及び作成予定の都道府県32のうち）

対象数	ある
32	2（6.3%）

□ 市町村で、「障害がある」と答えたのは27市町村であった。

市町村（作成済み及び作成中の458市町村のうち）

対象数	ある
458	27（5.9%）

(6) 「2 (1) 避難所運営において、自治体が「非常に重要だ」と考えていること」について、
発行済みの「避難所運営に関する指針・マニュアル」に盛り込まれているか

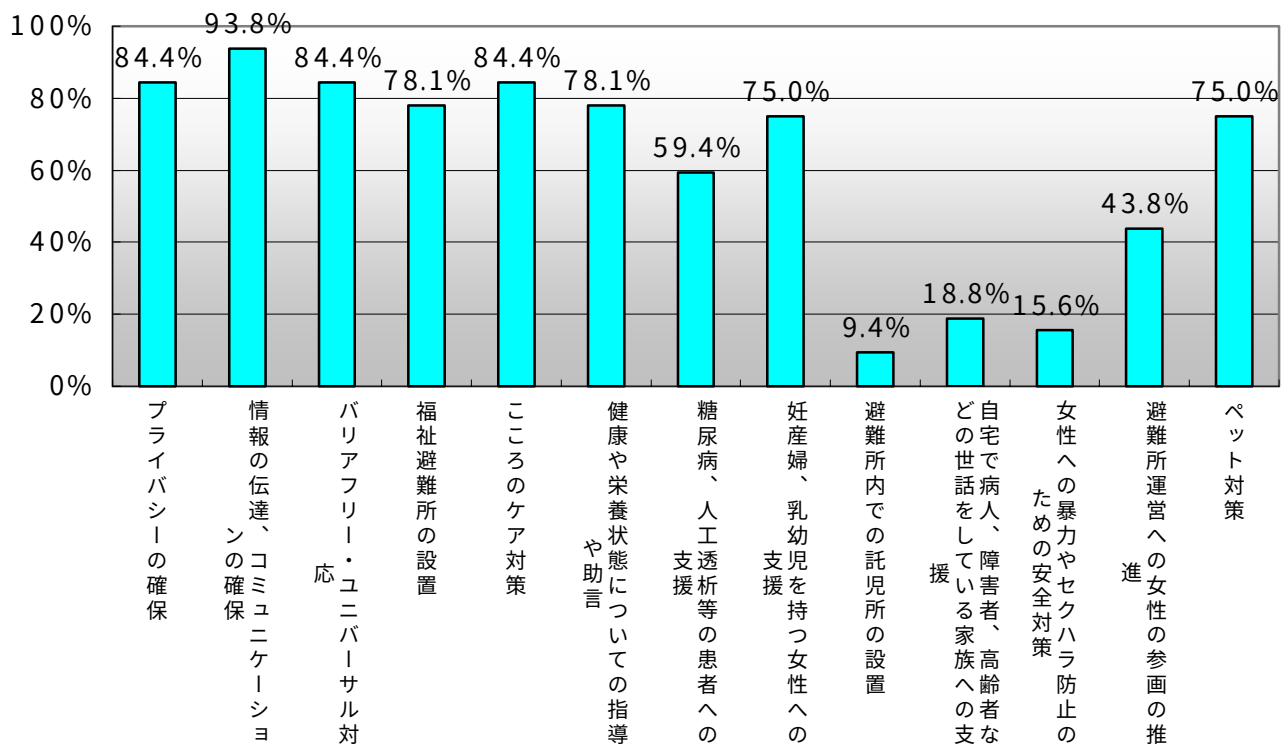
(都道府県質問NO16、市町村質問NO14)

■ 都道府県では、「情報の伝達、コミュニケーションの確保」「プライバシーの確保」「バリアフリー、ユニバーサル対応」「こころのケア対策」を記述している割合が80%以上であった。

一方、「託児所の設置」「女性への暴力、セクハラ防止対策」「自宅で病人、障害者、高齢者などの世話をしている家族への支援」を記述している割合は20%以下であった。

	プライバシーの確保	情報伝達・コミュニケーションの確保	バリアフリー対応	福祉避難所の設置	こころのケア対策	健康状態・栄養状態	人工透析・糖尿病
ある	27 (84.4%)	30 (93.8%)	27 (84.4%)	25 (78.1%)	27 (84.4%)	25 (78.1%)	19 (59.4%)
	妊産婦・乳幼児	託児所の設置	病人等を抱えた人	女性への暴力対策	女性の参画推進	ペット対策	
ある	24 (75%)	3 (9.4%)	6 (18.8%)	5 (15.6%)	14 (43.8%)	24 (75%)	

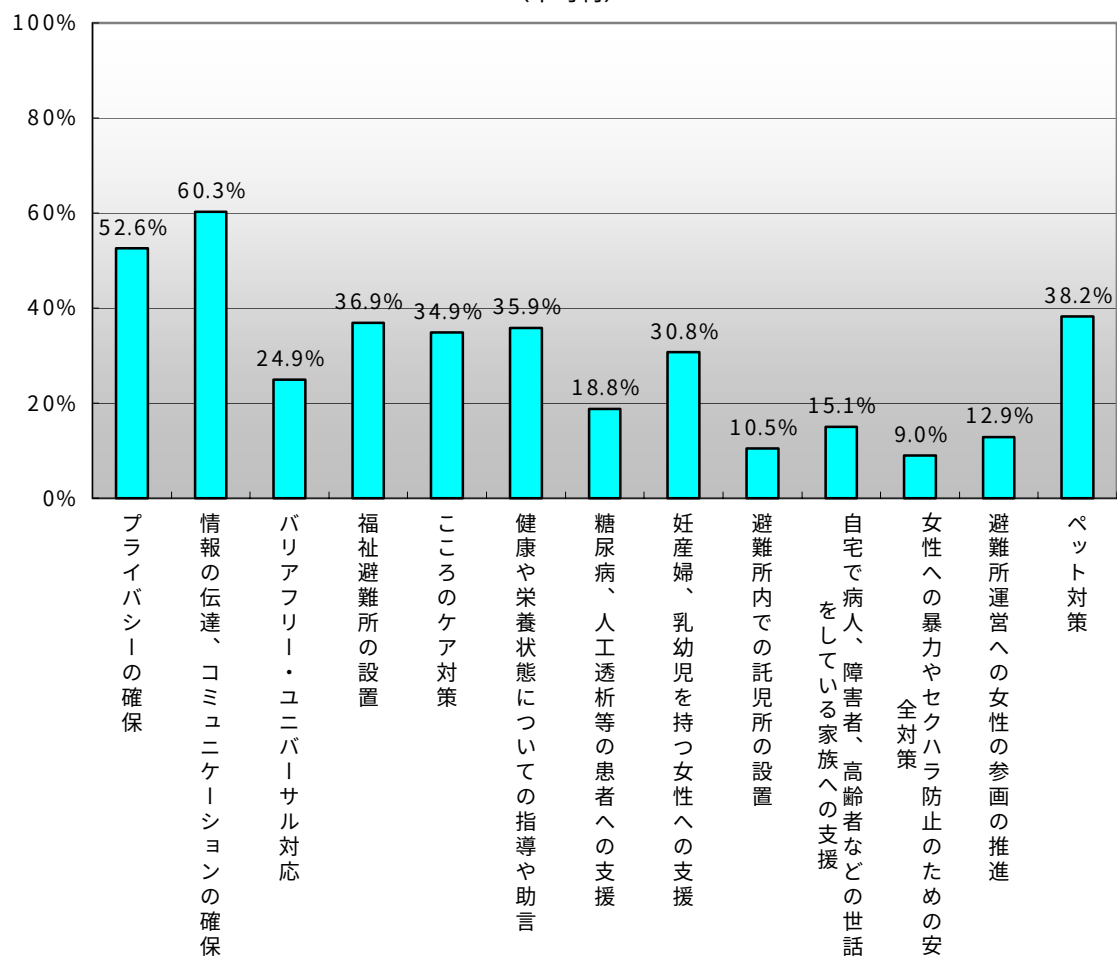
NO36 避難所運営指針における各項目の記述率
(都道府県)



- 市町村では、「情報の伝達、コミュニケーションの確保」「プライバシーの確保」を記述している割合は５０％以上であり、「女性への暴力やセクハラ防止のための安全対策」「自宅で病人、障害者、高齢者などの世話をしている家族への支援」「糖尿病、人工透析等の患者への支援」「避難所内での託児所の設置」「避難所運営への女性の参画の推進」を記述している割合は２０％以下であった。

	プライバシーの確保	情報伝達・コミュニケーションの確保	バリアフリー対応	福祉避難所の設置	こころのケア対策	健康状態・栄養状態	人工透析・糖尿病
ある	241 (52.6%)	276 (60.3%)	114 (24.9%)	169 (36.9%)	160 (34.9%)	163 (35.6%)	86 (18.8%)
	妊産婦・乳幼児	託児所の設置	病人等を抱えた人	女性への暴力対策	女性の参画推進	ペット対策	
ある	141 (30.8%)	48 (10.5%)	69 (15.1%)	41 (9.0%)	59 (12.9%)	175 (38.2%)	

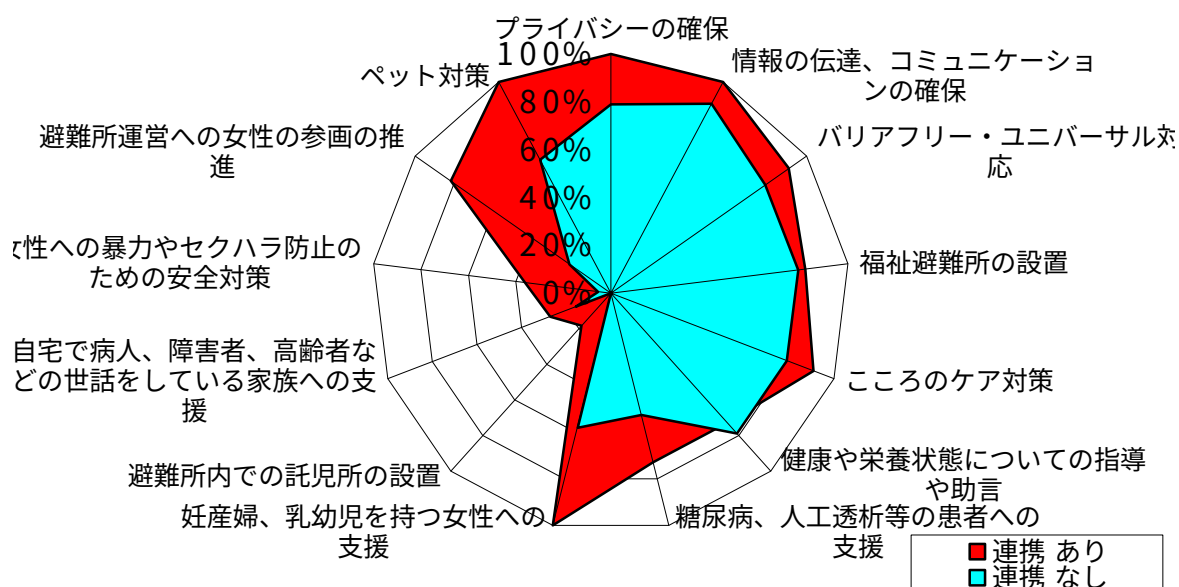
NO37 避難所運営マニュアルにおける各項目の記述率
(市町村)



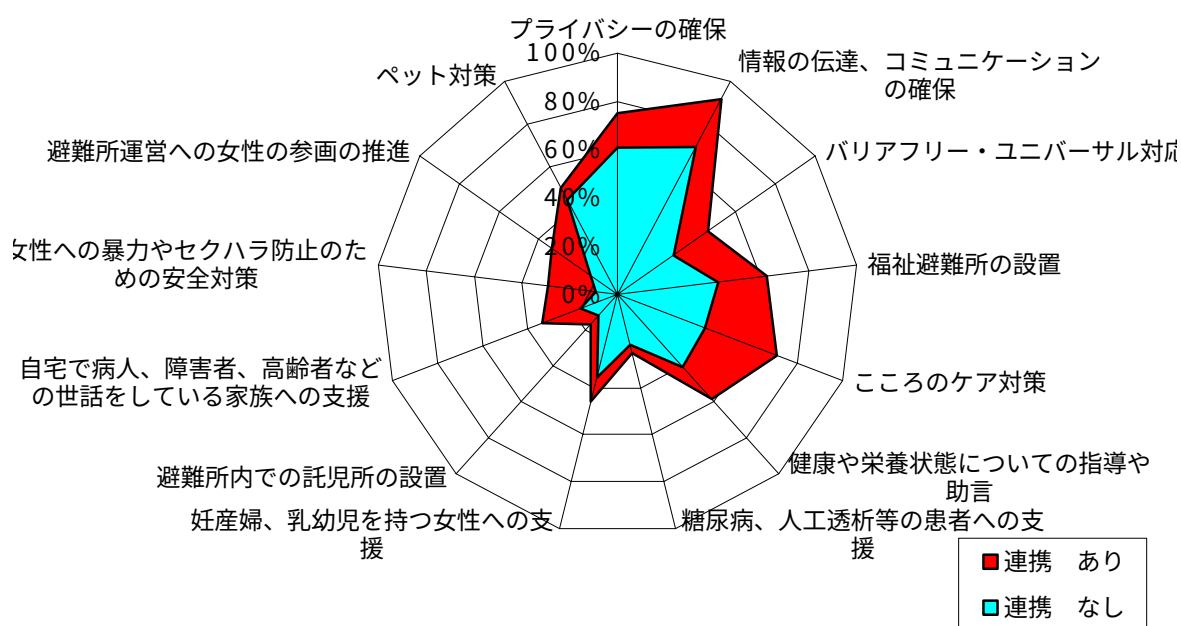
傾 向

- ① ほとんどの項目で、都道府県の記述している割合が市町村に比べて高い。
- ② 避難所運営に関する指針、マニュアル等を作成する過程で、男女共同参画部局と防災部局の連携がある場合、都道府県・市町村ともほとんどの項目で記述している割合が高い。

NO38 避難所運営指針における各項目の記述率
(男女共同参画部局との連携の有無による比較) (都道府県)

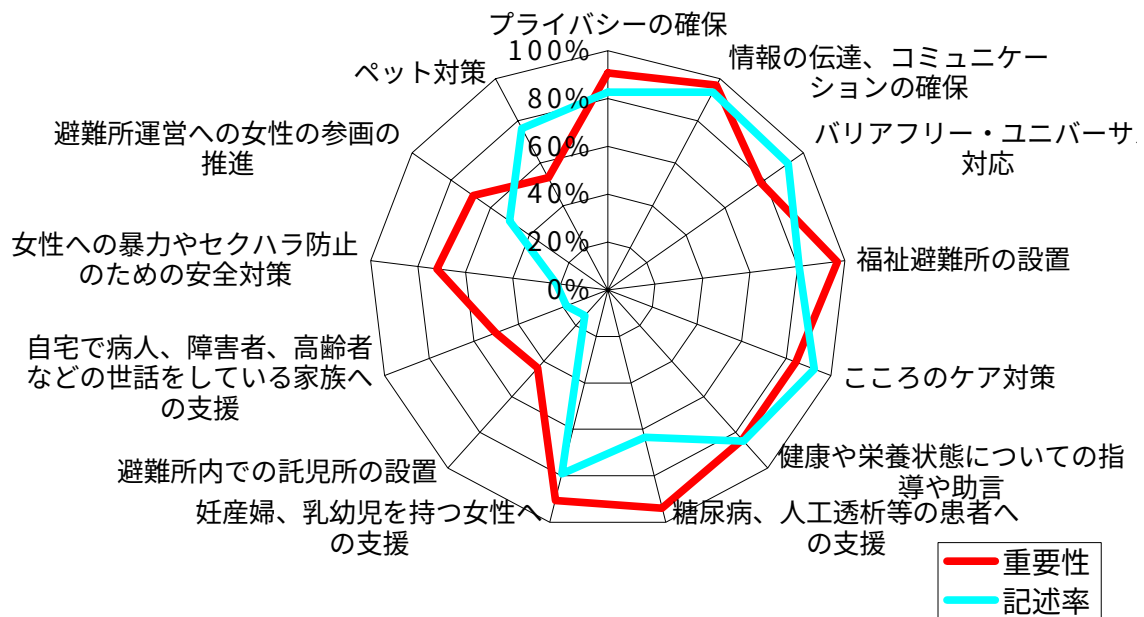


NO39 避難所運営マニュアルにおける各項目の記述率
(男女共同参画部局との連携の有無との比較) (市町村)

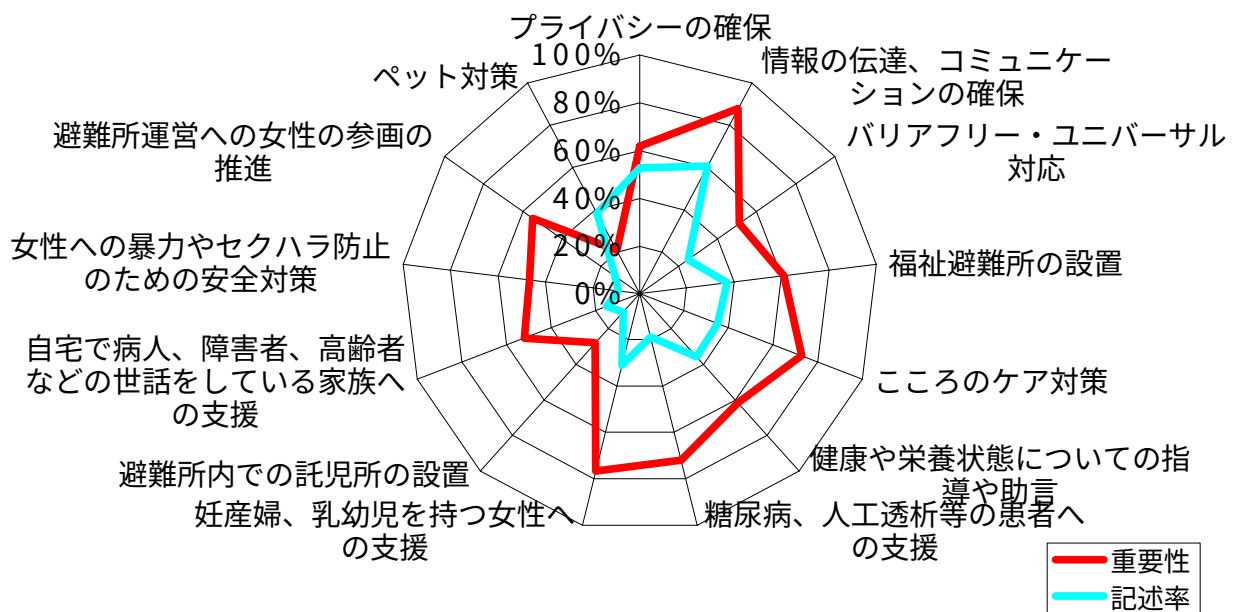


③ 都道府県・市町村において、「非常に重要だ」と回答した割合と記述している割合がともに高い項目は、「情報伝達・コミュニケーションの確保」であった。

NO40 避難所運営において「非常に重要」と認識している項目と実際の記述率（都道府県）



NO41 避難所運営において「非常に重要」と認識している項目と実際の記述率（市町村）



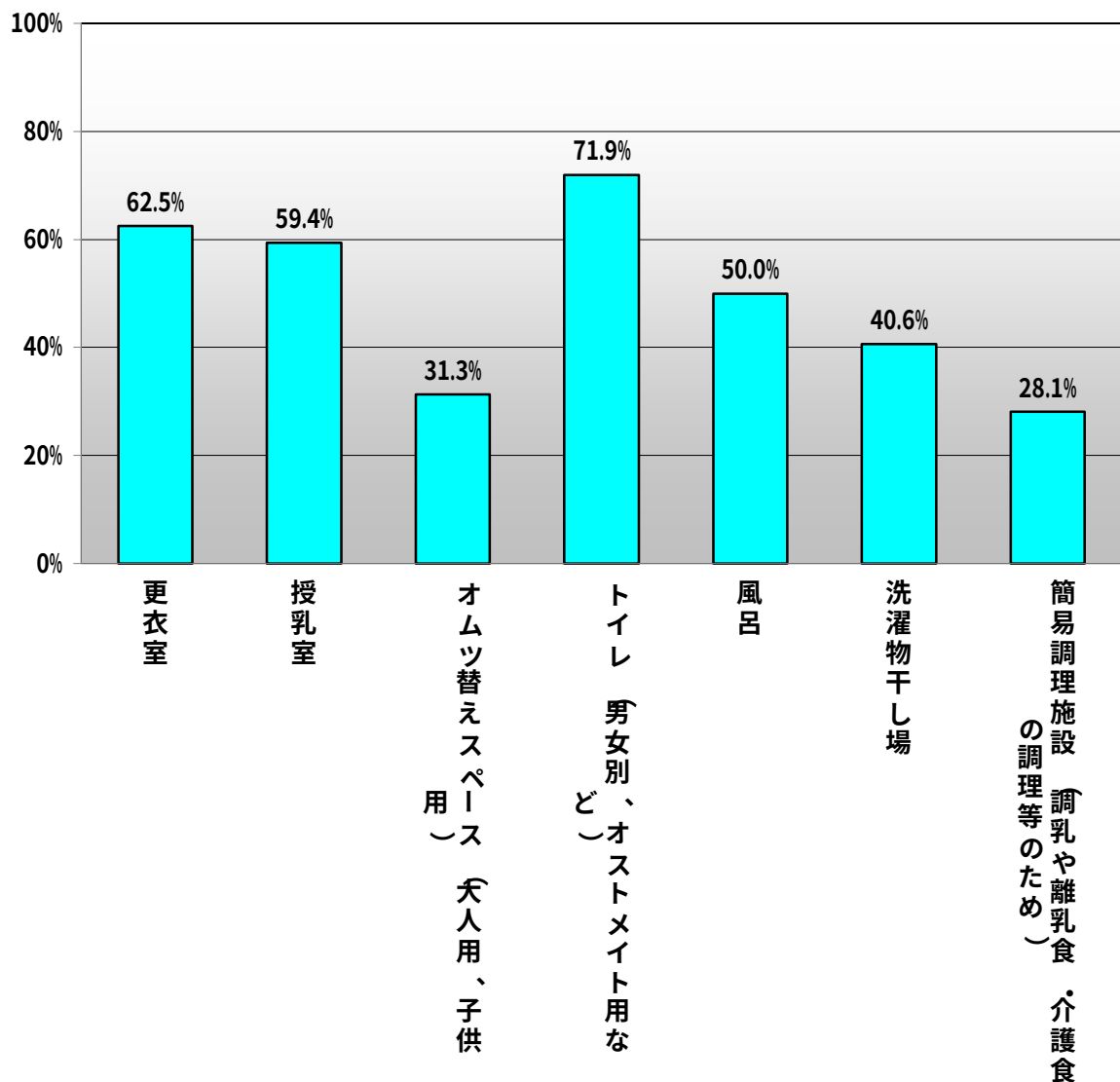
(7) 「2 (2) 要援護者や関係者、女性の視点で避難所に必要な設備」について、発行済みの「避難所運営に関する指針・マニュアル」に盛り込まれているか

(都道府県質問NO17、市町村質問NO15)

- 都道府県では、「トイレ（男女別、オストメイト用など）」の記述率は71.9%であった。一方、「簡易調理施設（調乳や離乳食・介護食の調理等のため）」「オムツ替えスペース（大人用、子供用）」の記述率は40%以下であった。

	更衣室	授乳室	オムツ替えスペース	トイレ	風呂	洗濯物干し場	簡易調理施設
ある	20 (62.5%)	19 (59.4%)	10 (31.3%)	23 (71.9%)	16 (50.0%)	13 (40.6%)	9 (28.1%)

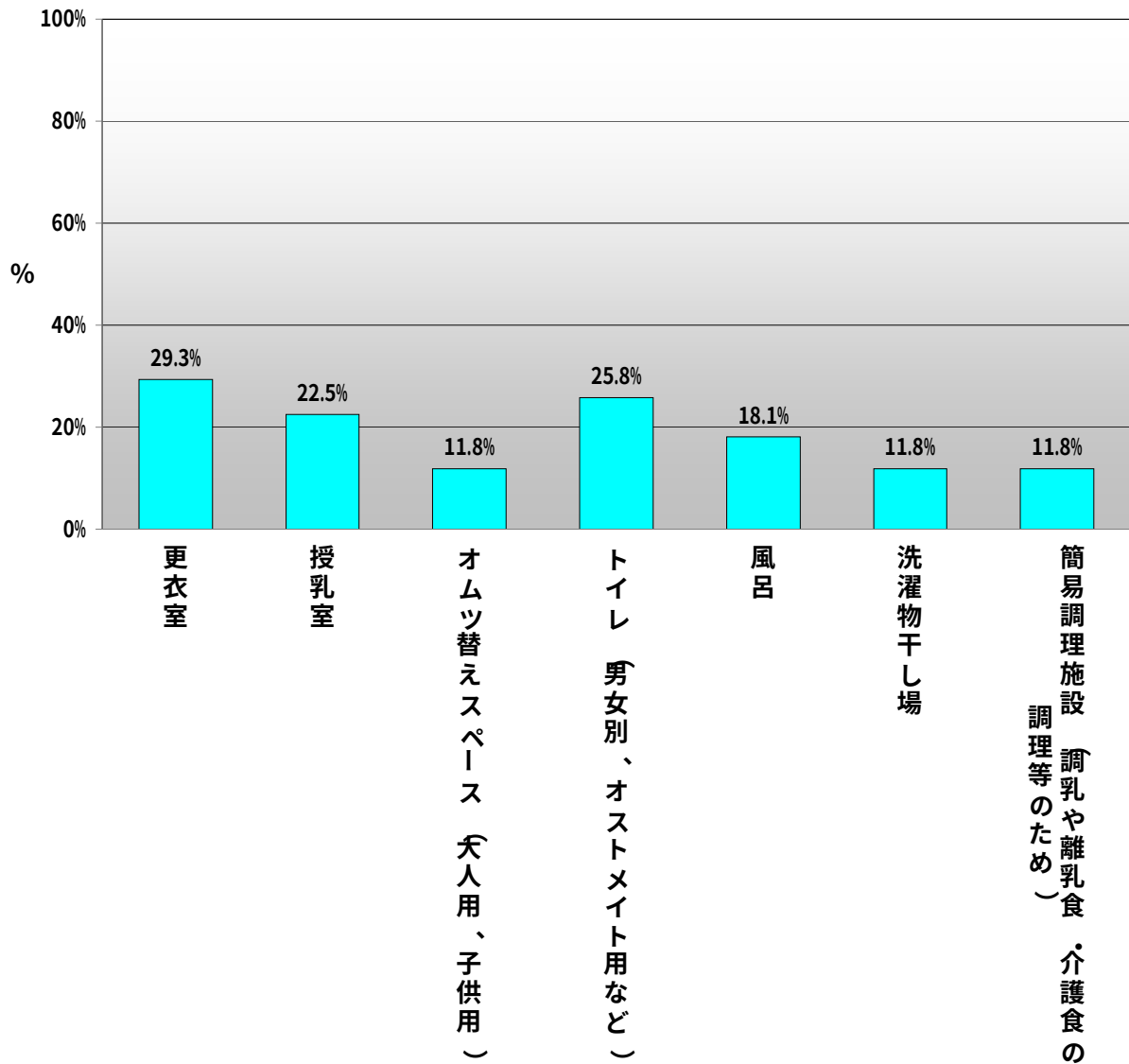
NO42 避難所運営指針における各設備の記述率
(都道府県)



□ 市町村では、いずれの設備も記述している割合は30%以下であった。

	更衣室	授乳室	オムツ替 スペース	トイレ	風呂	洗濯物 干し場	簡易 調理施設
ある	134 (29.3%)	103 (22.5%)	54 (11.8%)	118 (25.8%)	83 (18.1%)	54 (11.8%)	54 (11.8%)

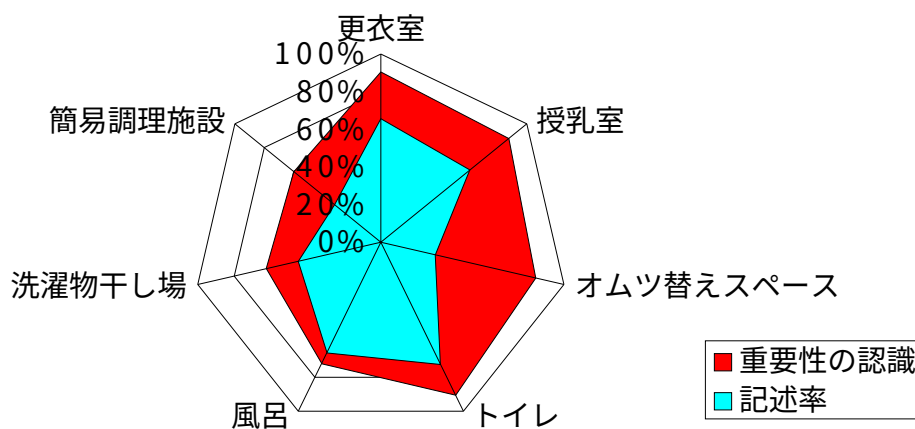
NO43 避難所運営マニュアルにおける各設備の記述率
(市町村)



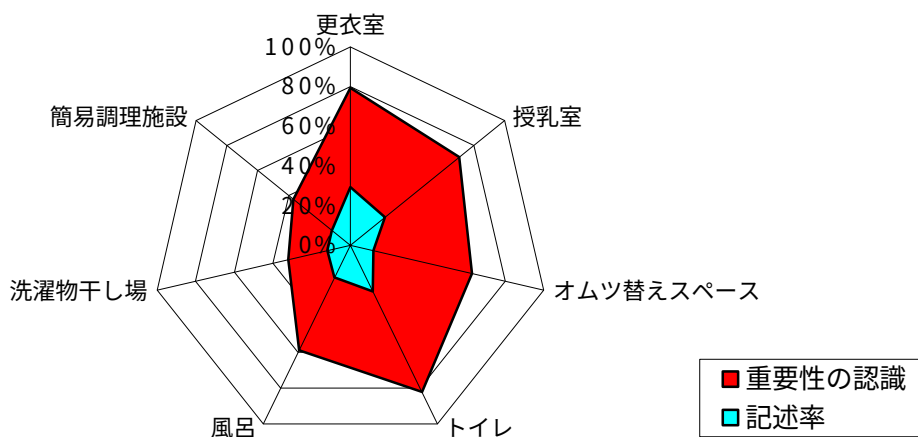
傾 向

- ① 都道府県・市町村ともに重要性を認識している（非常にそう思うと回答している）にも関わらず、特に記述率が低いのは、「オムツ替えスペース」であった。

NO44 避難所運営において、非常に重要と認識している設備と記述率（都道府県）

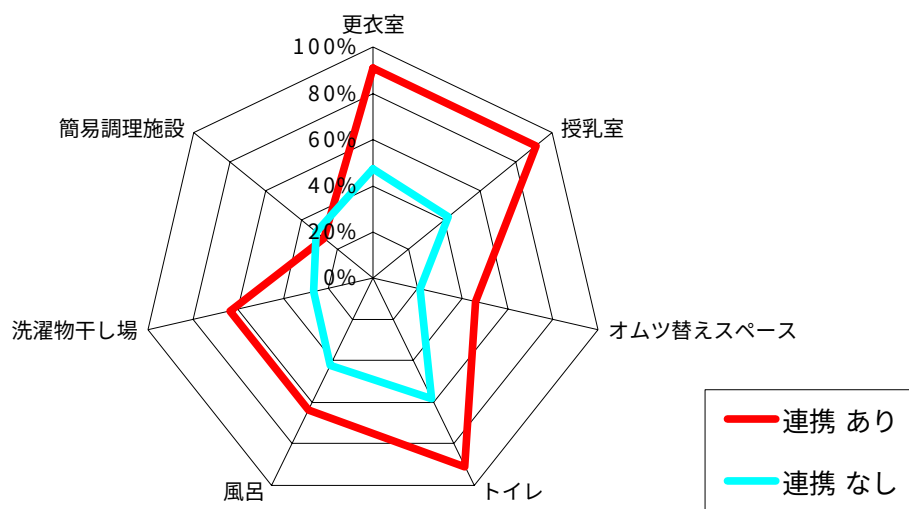


NO45 避難所運営において、非常に重要と認識している項目と記述率（市町村）

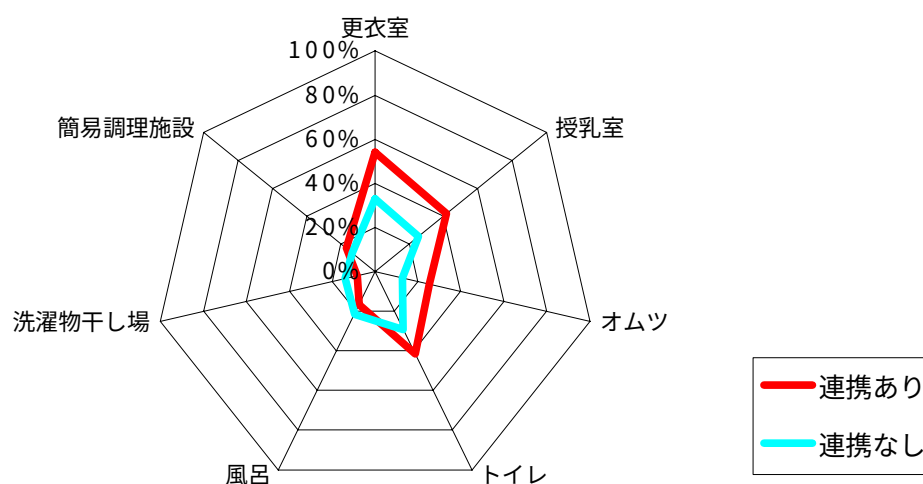


- ② 避難所運営に関する指針、マニュアル等の作成過程において、男女共同参画部局と連携していると答えた都道府県では、ほとんどの設備において記述している割合が高い。

NO46 避難所運営指針における設備項目の記述率
(男女共同参画部局との連携の有無による比較) (都道府県)



NO47 避難所運営マニュアルにおける設備の記述率
(男女共同参画部局との連携の有無との比較) (市町村)



【３．妊産婦・乳幼児を持つ女性、高齢者や障害のある人、病人などのニーズを踏まえた備蓄】

（１）備蓄品目や量に関する規定やルールについて（都道府県質問NO18、市町村質問NO16）

- 都道府県で規定やルールを定めているのは37団体（78.7％）であった。

総団体数	はい
47	37（78.7％）

- 市町村で規定やルールを定めているのは614団体（35.1％）であった。

総団体数	はい
1,747	614（35.1％）

（1）常時備蓄と協定による流通備蓄に関する基本的な考え（自由記述から）

- 都道府県では、「市町村を補完する立場で備蓄品を整備する」「緊急性の高いものを常時備蓄とし、それ以外を協定による流通備蓄」「保存性の高いものを常時備蓄とし、保存の難しいものを流通備蓄とする」などの考えがあった。
- 市町村では、「緊急性の高いものを常時備蓄とし、それ以外を協定による流通備蓄」「保存性の高いものを常時備蓄とし、保存の難しいものを流通備蓄とする」などの考えがあった。

（2）備蓄する品目に関する基本的な考え（自由記述から）

- 都道府県では「主食を中心とした食料品」、「生活用品」、「医薬品」などを優先的に備蓄するとの考えがあった。
- 市町村では「主食」、「生活用品」を中心に備蓄するとの考えがあった。

（3）備蓄量に関する基本的な考え（自由記述から）

- 都道府県では、食料品など、被害想定に基づく罹災者数に応じて、2日分あるいは3日程度を備蓄するとの考えがあった。
- 市町村では、被害想定に基づく罹災者数に応じて、備蓄するとの考えがあった。

（２）備蓄品の決定に際しての災害時要援護者やその関係者、女性等の意見について

（都道府県19、市町村17）

- 災害時要援護者やその関係者、女性等の意見を参考としたのは5都道府県（10.6％）であった。

総団体数	はい
47	5（10.6％）

- 災害時要援護者やその関係者、女性等の意見を参考にしたのは74市町村（4.2％）であった。

総団体数	はい
1,747	74（4.2％）

(3) 備蓄の考え方について（都道府県質問NO20、市町村質問NO18）

(1) 「食料」、「生活用品・資機材」、「女性用品」、「乳幼児用品」、「高齢者・病人用品」の27品目についての備蓄の必要性と備蓄主体、備蓄手段についての考え方

①必要と考えている備蓄品目

■ 都道府県で必要と考える備蓄品は、食料の「主食」97.9%、「飲料水」97.9%、生活用品の「毛布」100%、「ブルーシート」91.5%、「簡易トイレ」93.6%、女性用品の「生理用品」91.5%や乳幼児用の「調製粉乳」93.6%、「哺乳瓶」91.5%、「小児用おむつ」95.7%、高齢者用品の「成人用おむつ」95.7%などが上位であった。

※ 必要と考える回答が比較的低かったのは、「調味料」59.6%、「ベビーバス」53.2%や「成人病対応食」59.6%などであった。

□ 市町村が必要と考える備蓄品は、食料では「主食 91.9%」、「飲料水 90.4%」が多く、生活用品は「毛布」96.6%、「ブルーシート」91%、乳幼児用品は「調製粉乳」79.1%、「小児用おむつ」79%、高齢者用品では「成人用おむつ」78.9%が上位であった。

※ 必要と考える回答が比較的低かったのは、「調味料」41.3%、「ベビーバス」42.6%「成人病対応食」50.2%など、都道府県とほぼ同じであった。

備蓄が必要と考える回答が多かった品目（項目別）

[食 料]

	主食	飲料水	副食	調味料など
都道府県	46 (97.9%)	46(97.9%)	38(80.9%)	28 (59.6%)
市町村	1,605 (91.9%)	1,579(90.4%)	1,132 (64.8%)	722(41.3%)

(低いのは調味料)

[生活用品・資機材]

	毛布	簡易トイレ	ブルーシート	プライバシー間仕切り
都道府県	47(100%)	44(93.6%)	43(91.5%)	38(80.9%)
市町村	1,688 (96.6%)	1,480 (84.7%)	1,589 (91.0%)	1,213 (69.4%)

(副食、家庭用医薬品などは低い)

[女性用品]

	生理用品
都道府県	43(91.5%)
市町村	1,306 (74.8%)

[乳幼児用品]

	小児用おむつ	調製粉乳	哺乳瓶	離乳食
都道府県	45(95.7%)	44(93.6%)	43(91.5%)	37(78.7%)
市町村	1,381 (79.0%)	1,382 (79.1%)	1,263 (72.3%)	1,116 (63.9%)

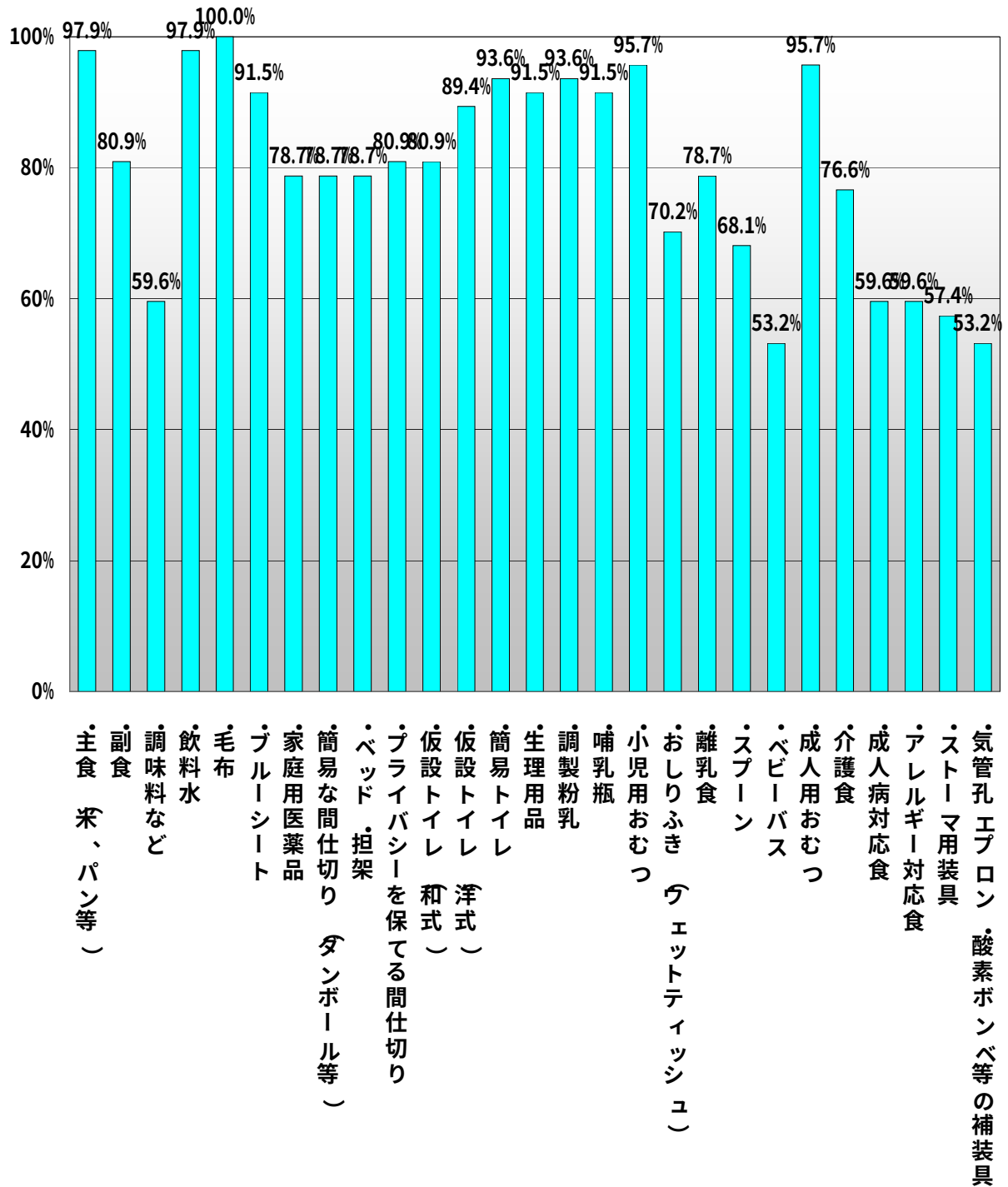
(スプーン、ベビーバスなどは低い)

[高齢者・病人用品]

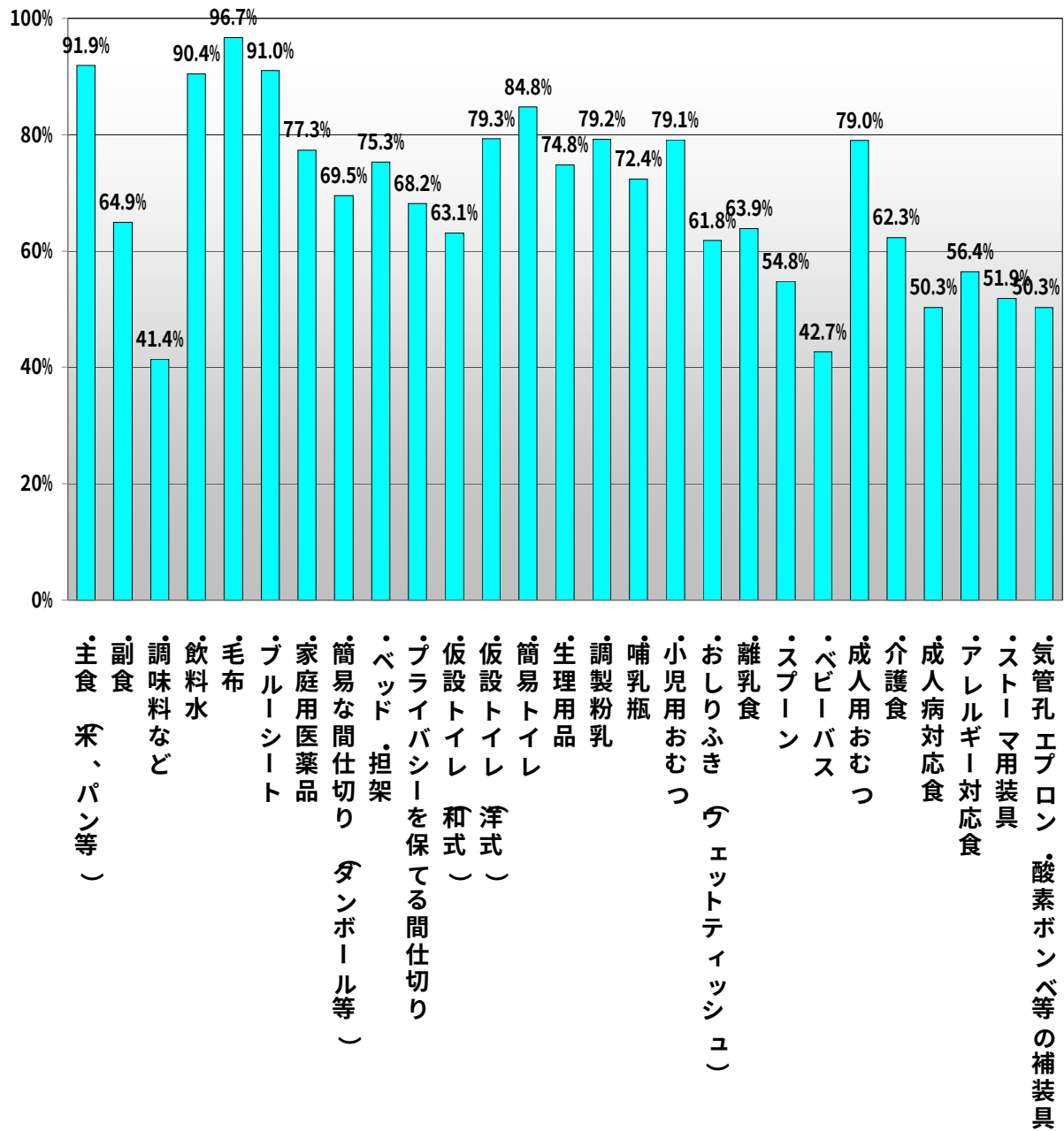
	成人用おむつ	介護食	アレルギー対応食	成人病対応食
都道府県	45(95.7%)	36(76.6%)	28(59.6%)	28(59.6%)
市町村	1,379 (78.9%)	1,087 (62.2%)	984 (56.3%)	877 (50.2%)

(成人病対応食、酸素ボンベなどは低い)

NO48 必要と考えている備蓄品（都道府県）



NO49 必要と考える備蓄品（市町村）



②備蓄の主体（都道府県、市町村どちらが備蓄すべき）

○都道府県における考え方の傾向を見ると、都道府県・市町村とも「主として市町村が備蓄すべき」との考えがみられるが、都道府県の方が、よりその傾向が強い。

③備蓄手段の考え方（常時、流通）

○常時備蓄すべきとの回答が多い品目は「毛布」や「簡易トイレ」などであった。上位6位までの品目は都道府県、市町村とも同じものとなっている。（グラフ NO 6 5 参照）

○流通備蓄すべきとの回答が多い品目は、都道府県では「ベビーバス」、「おしりふき」、「調味料など」であった。市町村では、「成人病対応食」、「調味料など」、「アレルギー対応食」であった。市町村の上位5位までは、病人、高齢者、乳幼児等の食に関する物品となっている。（グラフ NO 6 5 参照）

（常時備蓄）3に近いほど常時備蓄の考え方が強い

順位	1	2	3	4	5	6
都道府県	毛布 2.45	簡易トイレ 2.20	主食 2.20	ブルーシート 2.16	飲料水 2.05	ベッド・担架 1.95
市町村	毛布 2.56	ブルーシート 2.52	簡易トイレ 2.32	ベッド・担架 2.28	主食 2.24	飲料水 2.21

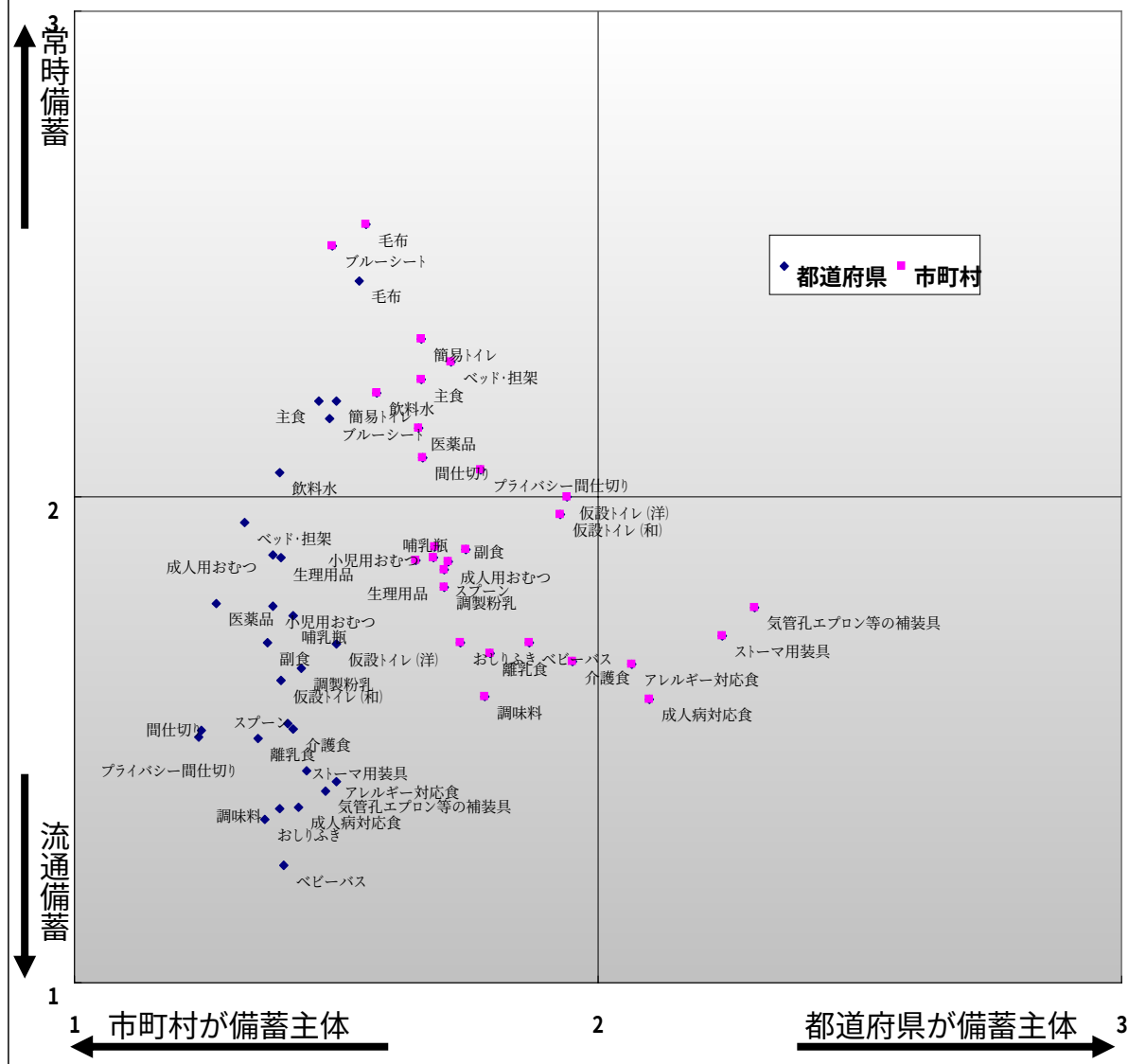
（流通備蓄）1に近いほど流通備蓄の考え方が強い

順位	1	2	3	4	5	6
都道府県	ベビーバス 1.24	おしりふき (ウェットティッシュ) 1.34	調味料など 1.36	成人病対応食 1.36	気管孔エプロン酸素ボンベ等の補装具 1.39	アレルギー対応食 1.41
市町村	成人病対応食 1.58	調味料など 1.59	アレルギー対応食 1.66	介護食 1.66	離乳食 1.68	ベビーバス 1.70

傾向

- ① 備蓄品目全体的に、緊急に必要で長期間の保存が可能なものは常時備蓄、代用品が利くものや長期保存が不可能なものは流通備蓄としている傾向が伺える。
- ② 都道府県の考える、各品目の備蓄主体は「主として市町村が備蓄すべき」が多いが、市町村では「主として市町村が備蓄すべき」「都道府県と市町村が半分ずつ備蓄すべき」との考えが比較的多い。

NO50：各物品の備蓄主体と備蓄方法のあり方



※ 点数化について：備蓄手段は「主として常時備蓄すべき」に3点、「常時備蓄と流通備蓄を半分ずつ活用して備蓄すべき」に2点、「主として流通備蓄すべき」に1点を割り当て、都道府県、市町村の回答ごとに各物品の平均をとった。同様に、備蓄主体は「主として都道府県が備蓄すべき」に3点、「都道府県と市町村が半分ずつ備蓄すべき」に2点、「主として市町村が備蓄すべき」に1点を割り当て、都道府県、市町村の回答ごとに各物品の平均をとった。

(2)現在の備蓄状況について

■ 都道府県では、備蓄無しとの回答が多かった品目は「プライバシーを保つための間仕切り」「高齢者用介護食」であった。

□ 市町村では、備蓄無しとの回答が多かった品目は「プライバシーを保つための間仕切り」、女性用品、乳児用品、高齢者用品であった。

(主な備蓄品の現状)

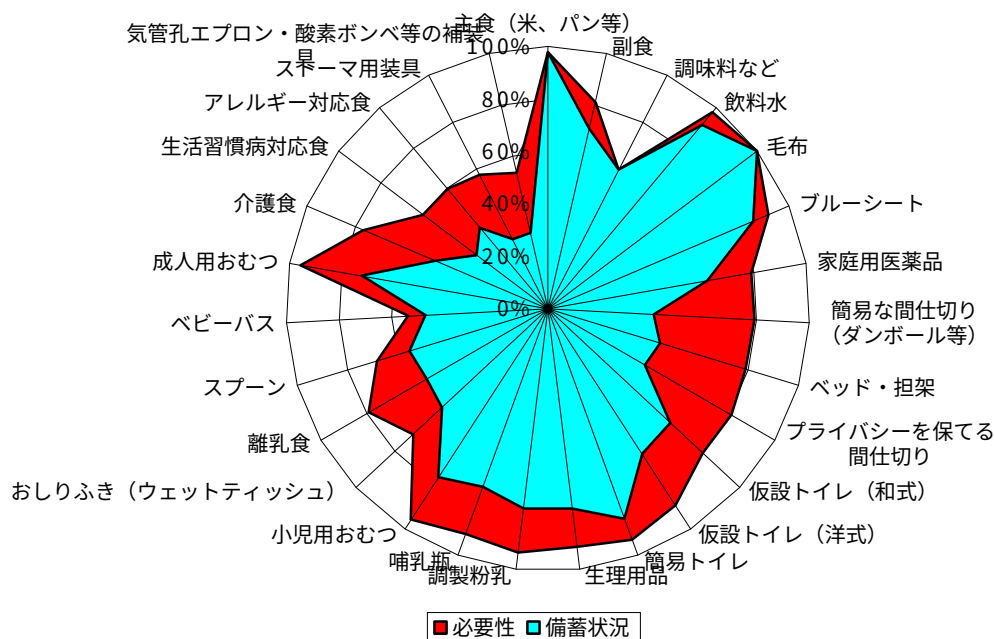
主な備蓄品		都道府県					市町村				
		常時	流通	半々	備蓄なし	不要無回答	常時	流通	半々	備蓄なし	不要無回答
食料	主食	21	12	13	0	1	839	180	193	483	51
	飲料水	13	20	11	1	2	652	215	200	625	54
生活用品	毛布	29	7	11	0	0	1,252	70	159	224	41
	ブルーシート	15	15	10	4	3	1,096	95	136	365	54
	プライバシーを保つための間仕切り	1	18	1	22	5	157	101	29	1,342	117
	簡易トイレ	20	14	6	4	3	687	94	76	815	74
女性用品	生理用品	10	22	5	8	2	294	260	51	1,040	101
乳幼児用品	調製粉乳	6	25	6	8	2	276	270	54	1,052	94
	哺乳瓶	8	22	5	10	2	241	252	45	1,103	105
	小児用オムツ	9	23	5	8	2	313	269	57	1,022	85
高齢者用品	成人用オムツ	9	20	6	10	2	301	262	54	1,036	93
	介護食	4	16	2	22	3	75	161	20	1,354	137

傾向

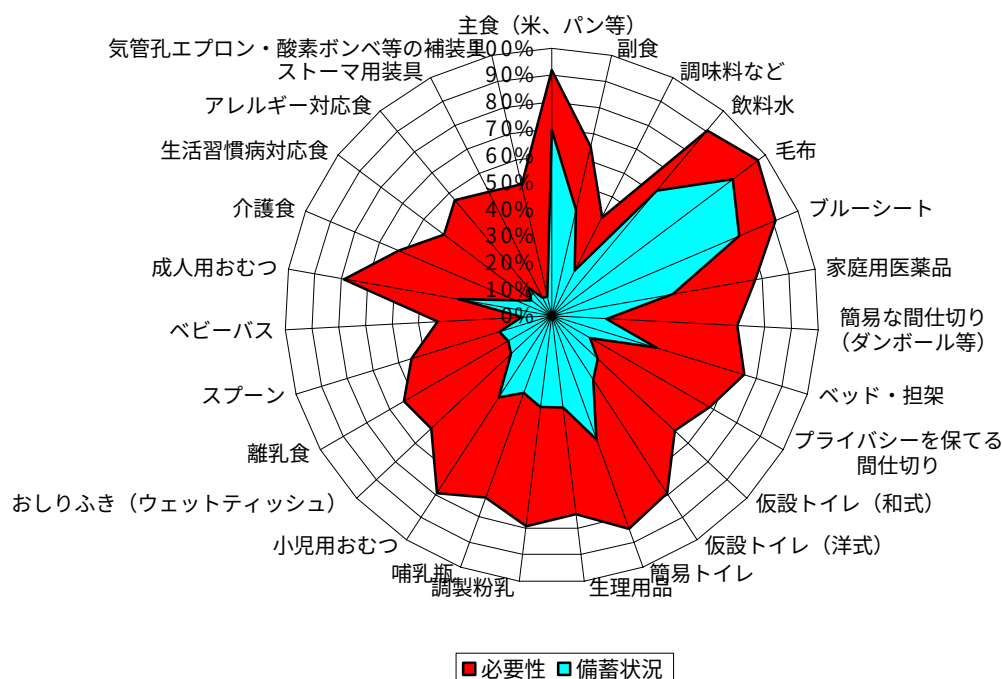
- ① 都道府県・市町村とも「プライバシーを保つための間仕切り」は、必要性の認識は高いが、備蓄割合は低い。

また「ストーマ用装具」「アレルギー対応食病人」「介護食」などの備蓄している割合が低く、障害者や病人・高齢者などに必要となる品目は備蓄されにくい。

NO51 備蓄品：必要性と備蓄状況（都道府県）



NO52 備蓄品：必要性と備蓄状況（市町村）



② 市町村においては、主食や飲料水についても「備蓄していない」との回答が400市町村以上あった。特に女性・乳幼児・高齢者等の品目では、「備蓄していない」との回答が1,000市町村以上あった。

③ 先進的な取組例

(備蓄品目)

低コストで効率的な備蓄が行えるよう県と市町村の役割分担をあらかじめ定めて備蓄する「県と市町村の連携備蓄」を行っている。(市町村は住民に身近なもので個人ごとに必要とされる食料や飲料水などの18品目を備蓄、県は避難所で共通利用される大型の資機材4品目を備蓄する。

(備蓄数量)

災害発生時に各市町村が応援し合うことを前提に市町村の備蓄数量を決定する。

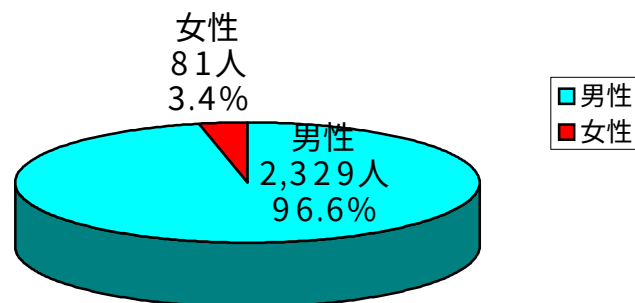
【４．防災に関する政策等の決定過程における女性の参画について】

（１）防災会議における総委員数と女性委員数について （都道府県質問NO１、市町村質問NO１）

■ 都道府県においては、総委員数 2,410 人、うち女性は 81 人（3.4%）であった。

都道府県総委員数	2,410 人
うち女性委員数	81 人（3.4%）

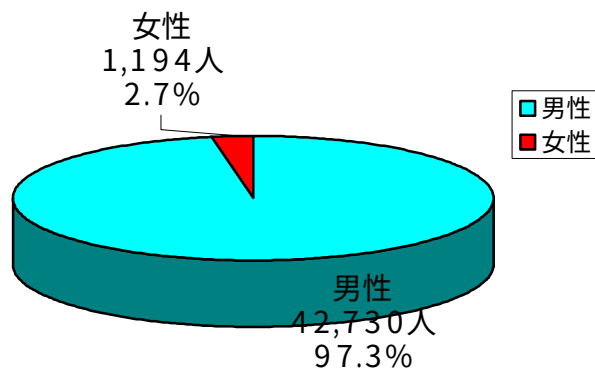
NO53 女性委員数（都道府県）



□ 市町村においては、総委員数 43,924 人、うち女性は 1,194 人（2.7%）であった。

市町村総委員数	43,924 人
うち女性委員数	1,194 人（2.7%）

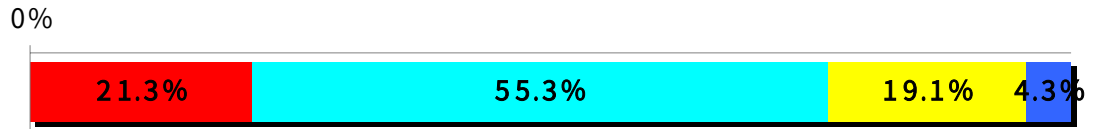
NO54 女性委員数（市町村）



■ 都道府県で女性委員数が0%と回答したのは、10都道府県で、21.3%であった。また、女性委員の割合が0%超～5%未満という割合が26都道府県で55.3%と最も多かった。

NO55 女性委員の就任率の分布（都道府県）

■ 0% ■ 0%超5%未満 ■ 5%以上10%未満 ■ 10%以上



- 市町村では女性委員数が0%と回答したのは、1,074市町村、61.5%と最も多く、次いで0%超～5%未満が317市町村、18.1%であった。

NO56 女性委員の就任率の分布

■ 0% ■ 0%超5%未満 ■ 5%以上10%未満 ■ 10%以上

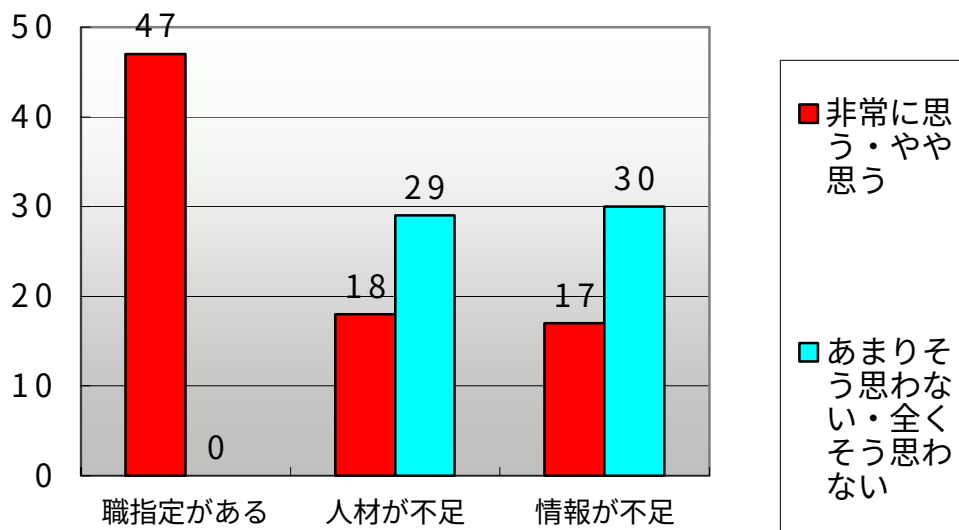


(2) 防災会議の女性の登用が少ない理由について（都道府県質問NO21、市町村質問NO19）

- 都道府県では「職指定があるため就任しにくい」について、「非常に思う」及び「やや思う」と答えたのは47都道府県（100%）であった。

防災会議の女性の登用が低い理由	非常に思う・やや思う
職指定があるため女性委員が就任しにくい	47（100%）
女性委員候補となる人材が不足している	18（38.3%）
女性委員候補となる人材の情報が不足している	17（36.2%）

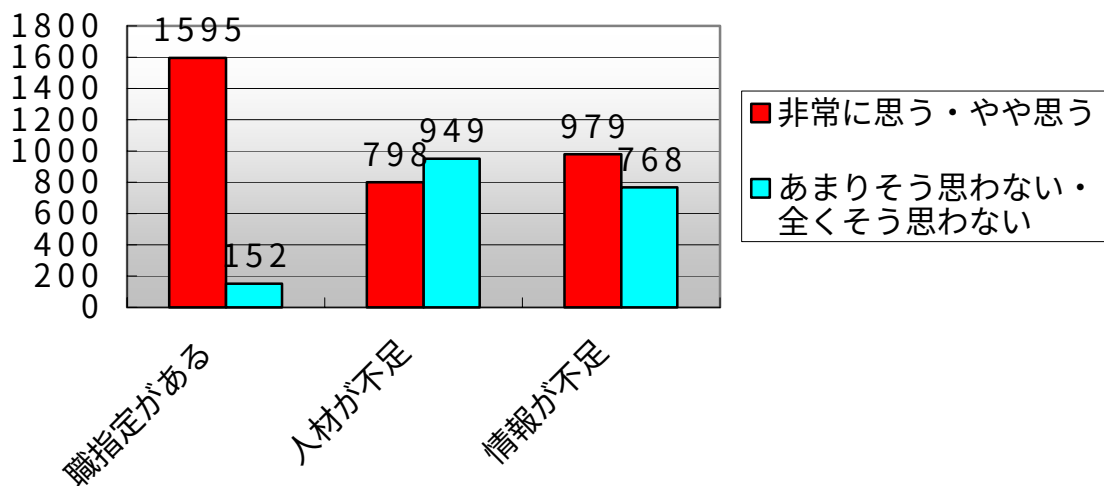
NO57 女性委員の登用が進まない理由（都道府県）



- 市町村では「職指定があるため就任しにくい」について、「非常に思う」及び「やや思う」と答えたのは1,595市町村（91.3%）であった。

防災会議の女性の登用が低い理由	非常に思う・やや思う
職指定があるため女性委員が就任しにくい	1,595（91.3%）
女性委員候補となる人材が不足している	798（45.6%）
女性委員候補となる人材の情報が不足している	979（56.0%）

NO58 女性委員の登用が進まない理由（市町村）



傾 向

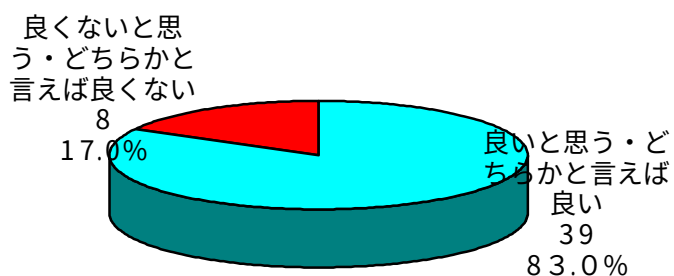
- ① 防災会議の女性登用率が低い理由として、都道府県、市町村ともに「職指定があるから」との回答が多い。
- ② 「女性委員候補となる人材の情報が不足している」との質問に対して、「非常に思う・やや思う」の回答割合は、都道府県が36%であるのに対し、市町村では56%と高い。

(3) 防災会議の委員について、女性や自主防災組織の代表を委員に登用するために、知事、市町村長の裁量を拡大する必要性について（都道府県質問NO22、市町村質問NO20）

- 都道府県では「良いと思う」、「どちらかと言えば良いと思う」との回答が39都道府県で、83.0%であった。一方、「良いとは言えない」、「どちらかと言えば良くない」との回答が8都道府県で、17.0%であった。

総回答数	良いと思う・ どちらかと言えば良い	良くないと思う・ どちらかと言えば良くない
47	39 (83.0%)	8 (17.0%)

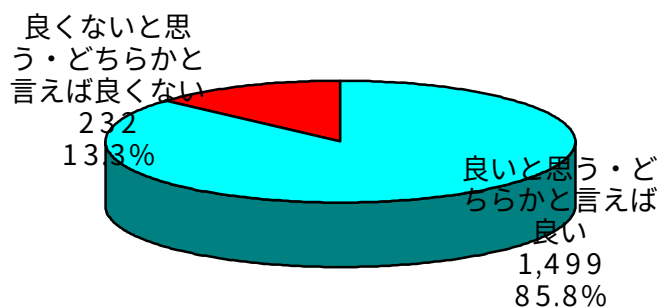
NO59 都道府県知事の権限を拡大したほうが良いのか



- 市町村では、「良いと思う」、「どちらかと言えば良いと思う」との回答が1,499市町村で、85.8%であった。
- 一方、「良いとは言えない」、「どちらかと言えば良くない」との回答が232市町村で、13.3%であった。

総回答数	良いと思う・ どちらかと言えば良い	良くないと思う・ どちらかと言えば良くない
1,747	1,499 (85.8%)	232 (13.3%)

NO60 市町村長の権限を拡大したほうが良いのか



傾 向

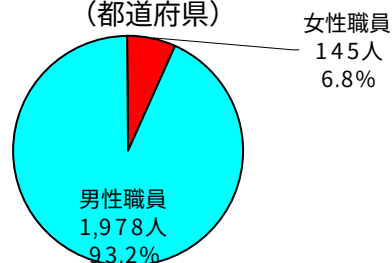
防災会議の委員選定において、女性や自主防災組織の代表などを委員とするために、知事や市町村長の権限を拡大したほうが良いと回答した都道府県・市町村が多い。

(4) 防災・危機管理部局への女性の配置状況について（都道府県質問NO2、市町村質問NO、2）

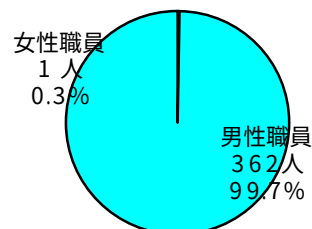
- 都道府県の防災部局における女性職員数は、2,123 人のうち 145 人（6.8%）。また女性管理職数は、363 人のうち 1 人（0.3%）であった。

	職員数	うち女性職員数
全職員	2,123 人	145 人（6.8%）
管理職	363 人	1 人（0.3%）

NO61 防災部局の女性職員数
（都道府県）



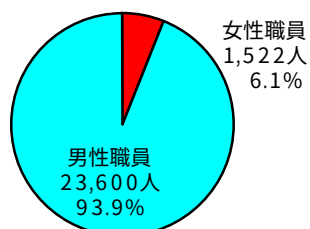
NO62 防災部局の女性管理職数
（都道府県）



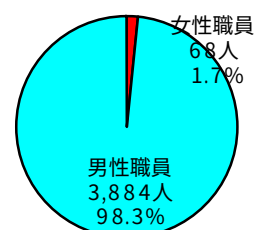
- 市町村の防災部局における女性職員数は、25,122 人のうち 1,522 人（6.1%）。また女性管理職数は、3,952 人のうち 68 人（1.7%）であった。

	職員数	うち女性職員数
全職員	25,122 人	1,522 人（6.1%）
管理職	3,952 人	68 人（1.7%）

NO63 防災部局の女性職員数
（市町村）



NO64 防災部局の女性管理職数
（市町村）



傾 向

都道府県・市町村ともに、防災部局における女性職員率及び女性管理職率は他の部局と比較して低い。

参考：全都道府県の女性管理職率 5.4%
 全市町村の女性管理職率 8.9%
 全自治体の女性職員率 24.5%

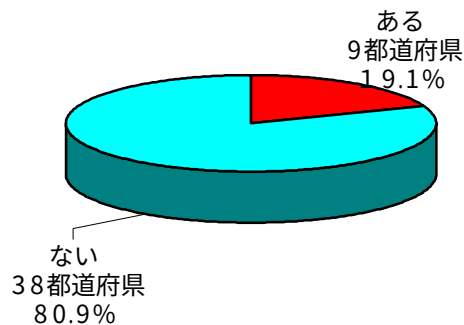
（５）防災会議以外の検討会等への女性登用を促進するための仕組み、取組について

（都道府県質問NO23、市町村質問NO21）

■ 都道府県で、「ある」と答えたのは9都道府県（19.1%）であった。

総回答数	はい
47	9（19.1%）

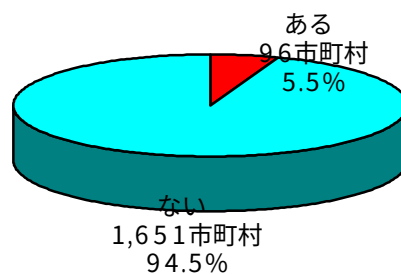
NO65 女性登用促進の取り組み・しくみがあるか（都道府県）



□ 市町村で、「ある」と答えたのは96市町村（5.5%）であった。

総回答数	はい
1,747	96（5.5%）

NO66 女性登用促進の取り組み・しくみがあるか



傾 向

- ① 都道府県・市町村ともに、防災会議以外の検討会等への女性登用を促進するための仕組みがあるとの回答は低い、先進的な取組を行っている事例もある。
- ② 先進的な取組事例
 - 自主防災活動推進委員会（委員 14 名）に女性 2 名（自主防災関係 1、災害ボランティア 1）の委員を任命し、自主防災活動の活性化方策の検討など、女性の視点に立った防災政策の立案に寄与している。
 - 防災事業推進懇話会に女性の委員を委嘱し、現在 4 割を女性が占めている。
 - 今年度防災計画の修正にあたり、「男女ニーズの違いへの配慮に関する作業部会」を設置し、男女共同参画担当部局と防災・危機管理部局が共同で事務局となり、関係部局から女性課長を推薦してもらい、男女共同参画の視点からの計画の見直しを行った。
 - 有志で女性消防隊を組織し、防災関係の検討会や各種取り組みに積極的に参加してもらうなど、地域の女性の登用を促進している。

【５．女性や高齢者の活動環境の整備など防災活動への男女共同参画の推進について】

（１）２００３年度以降の災害に対しての職員の派遣実績について（都道府県質問ＮＯ３）

■ 都道府県では、４７の全ての都道府県が「派遣した」と回答した。

総回答数	はい
４７	４７（１００％）

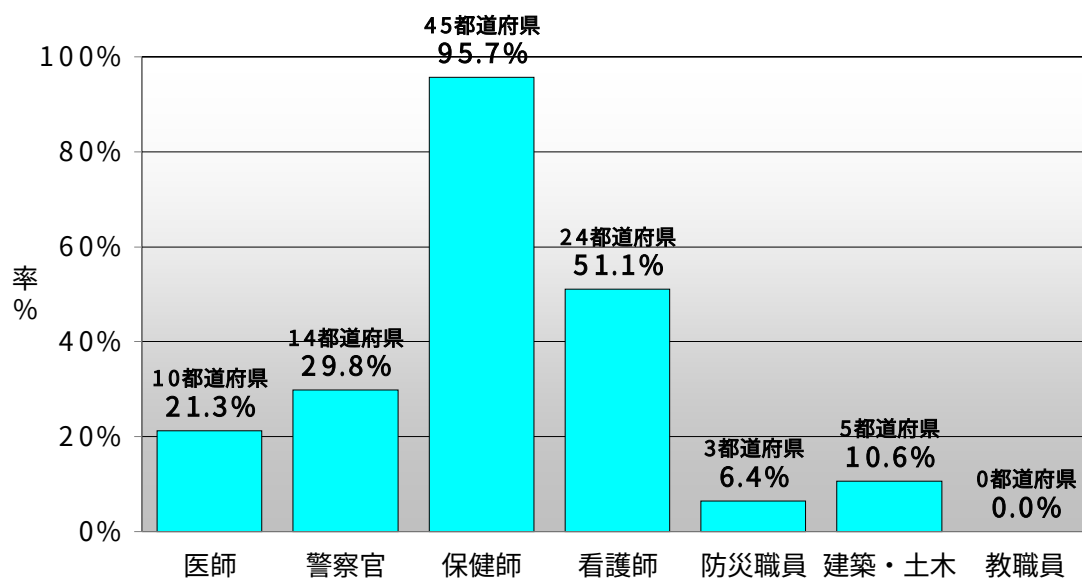
（２）女性の派遣及び派遣した女性の職種について（都道府県質問ＮＯ４）

■ 都道府県で女性を災害派遣したのは４６都道府県（９７．９％）であった。

職種としては、保健師が 45 都道府県（95.7%）、看護師 24 都道府県（51.1%）、以下警察官 14 都道府県、建築・土木職員 5 都道府県などであった。その他に、福祉行政職員（精神保健福祉相談員、児童福祉司）、臨床検査技師、薬剤師、ソーシャルワーカー、心理士などの職種で女性の派遣があった。

	医師	警察官	保健師	看護師	防災担当職員	建築・土木職員	教職員
女性を派遣した団体数	10 (21.3%)	14 (29.8%)	45 (95.7%)	24 (51.1%)	3 (6.4%)	5 (10.6%)	0 (0%)

NO67 女性職員等を派遣した都道府県の割合（職種別）



傾向

女性が派遣された職種は保健師・看護師が多く、その他の職種は派遣が少ない。